

第1回定例会会議録

平成27年 3月 6日（金）

開 会 午前10時00分

――― 日程第1 開会宣言 ―――

○議長（笹沢 武君） おはようございます。

これより、平成27年第1回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

――― 諸般の報告 ―――

○議長（笹沢 武君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

小山岳夫議会事務局長。

（議会事務局長 小山岳夫君 登壇）

○議会事務局長（小山岳夫君） 諸般の報告。

平成27年3月6日

1. 本定例会に別紙のとおり町長から議案27件・報告2件・諮問1件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般質問通告者は、野元三夫議員ほか10名であります。
5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりでございます。

次のページからは、監査委員からの定期監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告させていただきますので、この場においては省略とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（笹沢 武君） 日程第2 会期日程の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運委員長より報告を求めます。内堀恵人議会運営委員長。

（議会運営委員長 内堀恵人君 登壇）

○議会運営委員長（内堀恵人君） それでは、皆さんおはようございます。

報告をいたします。

去る2月27日、午前9時より、議会運営委員会を開催し、平成27年第1回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決処分事項の報告1件、事件案1件、条例案11件、予算案11件、補正予算案4件、報告1件、諮問1件の計30件であります。

会期は、本日より3月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程については、書類番号1をごらんいただきたいと思います。

会期及び審議予定書。

第 1 日目	3 月 6 日	金曜日	午前 10 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集の挨拶
				議案上程
				議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日目	3 月 7 日	土曜日		議案調査
第 3 日目	3 月 8 日	日曜日		議案調査
第 4 日目	3 月 9 日	月曜日	午前 10 時	常任委員会
第 5 日目	3 月 10 日	火曜日	午前 10 時	常任委員会
第 6 日目	3 月 11 日	水曜日	午前 10 時	一般質問

第 7 日目	3 月 1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 8 日目	3 月 1 3 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	3 月 1 4 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	3 月 1 5 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	3 月 1 6 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・質疑・討論・採決 閉会

続いて、常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 9 日 月曜日 午前 1 0 時 大会議室

3 月 1 0 日 火曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

3 月 9 日 月曜日 午前 1 0 時 議場

3 月 1 0 日 火曜日 午前 1 0 時 議場

全員協議会開催日時

3 月 1 3 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（笹沢 武君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 1 6 日までの 1 1 日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 3 月 1 6 日までの 1 1 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により議長において

8 番 仁科 英一議員

9 番 茂木 勲議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、時節柄、大変御多用の中にもかかわらず御参集を賜り、平成27年第1回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

私としましては、今回の選挙で3期目となり、引き続き4年間お世話になることになりました。よろしく願いいたします。

3期目に私が取り組むテーマを一言で言うと、町の将来に向けた産業と経済の底力をつけていくということです。

底力をつけるとは、企業の誘致と人口をふやす取り組みを中心に、町の基盤づくりを積極的に進めるということです。

私が町長に就任した8年前は、御代田町は同和事業によって混乱の中にありました。ようやく8年間の取り組みを通じて、安定した町政を取り戻すことができたと考えています。まだ十分だとは考えていませんが、過去と比べたときに、職員も安心して働ける環境になってきたのではないかと思います。

こうした安定した町政のもとで、町政を次のステップに進める環境が整ってきたと考えています。それが、町の将来に向けてしっかりとした基盤をつくるという作業です。

激動する政治と経済の中で、これから日本がどうなっていくのか、誰もわからない現実を前にして、今やらなければならない課題だというのが私の認識です。

私の進める改革は、山道を一步一步登るような堅実な改革ということにあります。

私たちは、御代田町の未来像を夢のようなユートピアを描く抽象的なものにしてはなりません。長期振興計画に基づいて、町が抱える課題を一つ一つ解決しながら一歩ずつ着実に町政を進めなければなりません。

同時に、国や県の動向あるいは周辺市町村の動向を常に注視して、町民に役立つ事業や町の発展につながる有利な事業を積極的に展開するという、柔軟な姿勢が大

事だと考えています。

地方自治体の一番の役割は、地方自治法で定められている住民の安全、健康・福祉の保持ということにあります。

これが、地方自治の本旨であり、最大の目標だと私は考えています。町の底力をつけていく上で欠かせない企業の誘致と人口増加の取り組みは、一体のものです。基本は住んでみたくなる魅力ある町とすることができます。

ですから、この課題を進めるためには、例えば企業に対する大胆な支援策はもちろんのこと、子育て支援や健康で暮らせる町、豊かな農業、災害に強い町など、総合的な施策の中でつくり上げていくものですから、一担当課や係の仕事というのではなく、役場組織の全体、さらに町民の皆様の知恵と力を持って成し遂げなければなりません。

3期目に当たって、すぐに取り組みなければならない課題は山積しています。

1つは、政府が打ち出した地方を元気にする地方創生、まち・ひと・しごと総合戦略を組織の立ち上げとともに全庁体制で取り組むことです。この事業を積極的に展開して、大胆な地域の活性化を進めたいと思います。

私が、町長選挙の公開討論会で提案をしたのが、新幹線の金沢までの延伸のチャンスがこの地域に生かす一つ的手段として、町に展示してある蒸気機関車を走らせることができないかというものです。

実現不可能かもしれませんが、こうした町民の皆様に明るい希望が持てるような提案もしていければと思っています。

2つ目は、新クリーンセンターの整備に向けた事業は、面替区から昨年末に要望書が出されていますが、選挙と重なってしまったために、対応がおくれてしまっています。早急に町の方針を決めて、地元区などとの最終的な調整作業を行って、一部事務組合に町としての要望書を提出しなければなりません。

3つ目のクラインガルテン事業は、作業の遅れなどの諸事情により、7月の開園になります。施設の運営方針などを地元との調整を行って早急にまとめていかなければなりません。

4つ目は、町の底力をつける作業を具体的に推進するための組織体制を整えることですが、これは慌てずに着実に推進したいと考えています。

以上、3期目に当たって、私の考えを述べさせていただきましたが、私は一人の

人間としても弱点もあれば、欠点も多い人間です。私としましては、改めて初心に返って、謙虚な気持ちで町政を担当させていただきたいと考えていますので、これまでどおり議員の皆様の忌憚のない御意見や御批判、積極的な御提案などをいただければ幸いです。

さて、3月2日朝5時55分に発生した中部電力送電線のトラブルによる38万世帯にも及ぶ広域的停電は、約3時間半にわたり町内全域が停電となり、午前9時27分に復旧しました。町の対応につきましては、8年前に台風9号による倒木等が原因となって長期間の大規模停電を教訓に中部電力とのホットラインを形成しておりましたので、比較的早く情報を得ることができました。また、中部電力佐久営業所より2名の職員が配置されました。

また、停電に対応するために、庁舎の自家発電装置を設置してあったために、確定申告や窓口業務などの業務に影響はありませんでした。水道などのライフラインは断水などありませんでした。町では、佐久警察署に対して交差点での交通誘導を依頼したほか、町内企業への影響について聞き取りを行いました。

しかし、今回の停電によって、小中学校の給食対応などで電気が使えないことによる問題点が明らかになりました。

今後、問題点の洗い出しを行い、改めて検証してまいりたいと考えております。

手口が巧妙になり、被害が増加している特殊詐欺事件を初めとする消費者行政につきましても、これまでと同様に今後も推進していきたいと考えております。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決1件、事件案1件、条例案11件、平成27年度当初予算案11件と平成26年度補正予算案4件の計15件、報告事項1件、諮問1件の合計30件です。

提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

まず、報告といたしまして、町道での車両損害事故に係る賠償額を定めることについての専決報告です。

事件案につきましては、長野県町村公平委員会の加入数の増及び加入している組合員名の変更に関する協議についてです。

条例案につきましては、地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員長と教育長が一体化されたことにより関係条例の各条例の一部を改正するため、地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整備を行うものです。

条例制定案につきましては、法律の一部改正により改めて制定の必要があることから、御代田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定を、また平成24年8月に子ども・子育て関連法案が制定されたことにより新たな子ども・子育てに関する支援制度が開始されることに伴い、従来の御代田町保育料徴収条例を廃止し、新たに御代田町保育料徴収条例の制定を含めた3件です。

条例の一部改正につきましては、介護保険事業計画の見直しにより平成27年度から平成29年度の介護保険料の改定等による御代田町介護保険条例の一部を改正し、県の福祉医療費給付事業補助金交付要綱の改定に伴う御代田町福祉医療費給付金条例の一部改正を含めて6件をお願いするものです。

次に、予算案ですが、平成27年度当初予算案につきましては、2月22日に町長選挙が予定されていたことから、骨格予算として予算編成を行いました。

継続事業を主としまして、大林児童館増築事業、社会資本整備総合交付金事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業について、計上いたしました。

また、長期振興計画を重視し、健全財政を堅持しながら、事業効果を検討する中で編成を行いました。

一般会計の予算額は、57億3,996万円で、前年度に比べて6,538万円、1.2%の増加となっております。

歳入では、町税は21億5,610万円の計上で、前年度と比較して1,906万円の減となっております。

町民税のうち、法人町民税は企業の業績の好調により2,070万円の増収を見込んでおります。

固定資産税は、地価の下落や家屋の新增築数の減少及び償却資産の減少により前年比5,530万円の減となり、引き続き厳しい状況が続いています。

地方消費税交付金は、今年度から税率引き上げ分の満額が交付されるため、前年比3,440万円の増収を見込んでいます。

繰入金は、佐久市の新斎場への建設負担金に充てるため、財政調整基金から2億2,275万円の繰り入れをお願いするものです。

歳出では、大林児童館増築事業経費として、1億3,656万円、新斎場の建設

負担金 2 億 2,275 万円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の用排水路事業として 3,247 万円、南・北小学校と中学校の耐震工事で合計 3,820 万円などを予定しています。

このほか、社会資本整備総合交付金事業の移転補償費や橋梁補修工事、消火栓標識の設置や海洋センタープール解体工事などを計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険特別会計が前年比 3 億 3,566 万円の増額となっています。これは、市町村国保の保険料の平準化と財政の安定化を図るための保険財政共同安定化事業拠出金について、対象医療費が 30 万円以上から、1 円以上に拡大されたことと、保険給付費の増加によるものです。

また、介護保険特別会計では、第 6 期介護保険計画により算出した居宅介護サービス費と施設介護サービス費の増加や 27 年度から始める新たな介護予防生活支援サービス費などから前年比 1 億 779 万円の増となっています。

これら特別会計は、9 会計で総額 40 億 685 万円を計上しています。

このほかに、公営企業会計として御代田小沼水道事業会計の予算案を提出させていただいております。

続きまして、平成 26 年度一般会計補正予算の概要ですが、歳入歳出総額からそれぞれ 1 億 1,791 万円を減額し、合計 62 億 9,551 万円とするものです。

歳入は、個人町民税と法人町民税の課税実績による増額と歳出事業費の確定や見込みによる国県支出金や町政の減額を計上しました。

歳出は、事業実施が来年度となる共通番号制度導入委託料や豪雪災害による農業用ハウス等への農産物等災害緊急対策事業補助金、社会資本整備総合交付金事業で実施している道路・橋梁工事など、事業の確定見込みや入札差金などに伴う減額が主な内容です。

また、特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険特別会計の 3,908 万円の増額を含め、3 会計において総額 3,878 万円の増額補正を計上いたしました。

報告事項につきましては、平成 27 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告です。

諮問 1 件につきましては、平成 27 年 6 月 30 日をもって人権擁護委員 1 名の任期満了に伴い、新たな委員を推薦し、意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願い申し上げます。平成27年第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） これより議案を上程いたします。

―――日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告について（町道での車両損傷
事故に係る損害賠償の額を定めることについて）―――

○議長（笹沢 武君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） よろしくお願いたします。

報告第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

次の5ページをご覧ください。

専第1号

専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について

第1項の規定により町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成27年2月24日 専決

御代田町長 茂木祐司

1. 事故発生位置でございますが、平成26年12月1日午後5時55分ごろでございます。

2. 事故発生場所

御代田町大字御代田4108番1454の地先でございます。

町道東台13号線。

3. 事故概要でございますが、西軽井沢地区越生学園西側の交差点付近におきまして、被害者が普通乗用車にて、町道東台13号線を走行し、一時停止箇所にて乗用車を停止したところ、左前輪下の道路が陥没し、タイヤが損傷したものでございます。

舗装にタイヤが挟まってしまったものでございますが、一定期間水道管の漏水によるのが原因だと思われまます。路盤が空洞状態となったために発生したものでございます。

4. 損害賠償額2万1,655円で、過失は10対0でございます。

全額、全国町村会総合賠償保償保険で対応いたしました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で報告を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号を終わります。

―――日程第6 議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体

の数の増加及び規約の変更に関する協議について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第6 議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地

方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それでは、議案書6ページをお願いいたします。

議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について

地方自治法第252条の7第2項の規定により平成27年4月1日から中信地域町村交通災害共済事務組合が加入することを認め、北信地域町村交通災害共済事務組合が名称を東北信市町村交通災害共済事務組合に変更することに伴い、長野県町

村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月 6日 提出

御代田町長 茂木祐司

本件は、中信地域町村交通災害共済組合が平成27年4月1日付で加入すること及び北信地域町村交通災害共済事務組合と御代田町も加入しておりました東信地区交通災害共済組合が合併し、東北信市町村交通災害共済事務組合に変更することに伴う協議でございます。

7ページをごらんください。

長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約案でございます。

別表中「、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合」の次に、「、中信地域町村交通災害共済事務組合」を加え、「、北信地域町村交通災害共済事務組合」を「、東北信市町村交通災害共済事務組合」に改める。

附則、この規約は、平成27年4月1日より施行するものでございます。

以上、長野県公平委員会からの変更協議がございましたので、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議については、原案のとおり決しました。

―――日程第7 議案第2号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例

案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第7 議案第2号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第2号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年3月 6日 提出

御代田町長 茂木祐司

この条例の一部改正につきましては、農地法の改正によりまして農業委員会窓口での農地台帳の公表に伴い、手数料が発生することから項目を追加させていただいております。

また、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称変更によるものでございます。

それでは、11ページのほうの新旧対照表で御説明をさせていただきます。

第2条の21号の次に、第22号としまして、「農地台帳記録事項に関する要約書の発行及び閲覧1件につき300円」を追加いたします。

第23号中の、「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」を、「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めました。追加いたしましたので、24号から46号を1号ずつ繰り下げての改正を行うものでございます。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

ただし、第2条第24号の規定は鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 8 議案第 3 号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する

条例を制定する条例案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第 8 議案第 3 号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長(尾台清注君) それでは、議案書の 12 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例を制定する条例案について御説明いたします。

御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例を制定する条例について別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 6 日 提出

御代田町長 茂木祐司

この条例の制定につきましては、これまで内規的に運用してまいりましたが、法の定めのとおり条例化するものでございます。

それでは、13 ページのほうをご覧くださいと思います。

まず、第 1 条において趣旨を定めております。根拠条例として、地方自治法第 204 条及び地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき臨時職員の給与等に関して必要な事項を定めるとしております。

第 2 条では、賃金の種類としまして基本賃金、時間外勤務手当、期末手当及び通勤手当を定めてございます。

第 3 条では、基本賃金として日額または時間額として定めまして、第 4 条で時間外手当を、第 5 条で期末手当について、そして第 6 条で通勤手当について規定してございます。

第 7 条では基本賃金等の支払日を、第 8 条では勤務 1 時間当たりの賃金額の算出

方法を定めてございます。

なお、第9条については減額について、第10条、第11条ではそれぞれ退職金と旅費の支給について規定しております。

第12条で、委任事項等を規定してございます。

なお、別表第1には基本賃金を、別表第2においては期末手当について、別表第3においては通勤手当について定めております。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するというところでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第9 議案第4号 ふるさと・水と土保全基金の設置・管理

及び処分に関する条例を廃止する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第9 議案第4号 ふるさと・水と土保全基金の設置・管理

及び処分に関する条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の16ページをお願いいたします。

議案第4号 ふるさと・水と土保全基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について御説明いたします。

この基金は、平成5年度に創設されたものでございまして、農業従事者の高齢化が進行する中で、水路・ため池・農道等土地改良施設の適正な保全管理の推進力が低下をしてきたと。これらに関連する集落共同活動を支援するとともに、住民参加の全国的な運動としての展開をしていくために、平成5年から9年の間に県と全市

町村が基金を造成いたしましたして、その果実で保全対策を実施するもので、平成5年度に基金造成をした場合には交付税で措置されるという状況で、平成6年の3月議会でこの基金を創設したものであります。

この基金の内容でございますが、地域の区長さんを中心としたふるさと保全推進委員会といったものを設置いたしましたして、この中で行うソフト事業に対して、この果実を充てて支援をしていくという状況でございます、当初の基金の造成額は1,000万円でございます。

この基金の当初の目的を達したという状況の中で、今回廃止をさせていただくものでございます。

ふるさと・水と土保全基金の設置・管理及び処分に関する条例を廃止する条例（案）

ふるさと・水と土保全基金の設置・管理及び処分に関する条例（平成6年御代田町条例第5号）は廃止する。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。池田健一郎議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 10番、池田です。

この条例廃止によって、基金が今25年度の基金残高で1,124万円ほど残っておりますが、この基金の後の取り扱いはどのようにするのかをお聞きします。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 基金を取り崩しますと、一般会計に繰り入れまして一般財源として使用されます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第10 議案第5号 御代田町介護保険条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第10 議案第5号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書18ページをお願いいたします。

議案第5号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について

御代田町介護保険条例の一部を改正する条例について別紙のとおり提出するものでございます。

介護保険事業計画の見直しによりまして、平成27年度から平成29年度の介護保険料の額の改定及び所得構成及び転入に伴う保険料算定根拠条例の改正を行うものでございます。

第1号被保険者の保険料を所得水準に応じ、きめ細やかな設定を行うため、現在の6段階から9段階の設定としております。

なお、保険料軽減に対する定めにつきましては、国において政令の公布が年度末の予定であることから、6月の議会で改正をする予定でございます。

次の19ページをお願いいたします。

御代田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第6条中「平成24年度から平成26年度」を、「平成27年度から平成29年度」に、「2万6,640円」を「3万960円」に「2万7,840円」を「4万6,440円」に、「4万1,760円」を「4万6,440円」に、「5万5,680円」を「5万5,720円」に、「6万9,600円」を「6万1,920円」に、「8万3,520円」を「7万4,300円」に改め、次の3号を加える。

（7）令第38条第1項第7号に掲げる者 8万490円。

（8）令第38条第1項第8号に掲げる者 9万2,880円。

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 10万5,260円。

第8条第3項中、「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「第3号ロ又は第4号ロ」を「第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「第1号、第2号、第3号又は第4号」を「第1号から第8号」に改める。

附則としまして、1、この条例は平成27年4月1日から施行する。

2としまして、改正後の御代田町介護保険条例第6条の規定は平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上、説明でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第11 議案第6号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第11 議案第6号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書22ページをお願いいたします。

議案第6号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてでございます。

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について別紙のとおり提出するものでございます。

これは、県の福祉医療費給付事業補助金交付要綱が改正されることに伴う条例改正で、身体障害者手帳1から3級、療育手帳A1からB1、精神保健福祉手帳を所

持する出生から満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者の所得制限の撤廃でございます。

次の 23 ページをお願いいたします。

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号アの次に、次のように加える。

イ. アに掲げる者に扶養されている 18 歳未満の児童等（以下「父子家庭の子」という。）

第 3 条第 2 項第 4 号中、「第 3 号」を「第 2 号」に、同項第 6 号中、「3 級」の次に「（出産の日から満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。）」を、「所得税法」の次に、「（昭和 40 年法律第 33 号）」を加え、同項第 7 号中、「手当て」を「手当」に改め、同項第 5 号に次のただし書きを加える。

ただし、身体障害者手帳交付者のうち障害等級が 2 級以上に該当する者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が 1 級の者の入院に係るもの及び法第 52 条第 1 項の認定を受けた者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条の 2 第 3 号に規定する医療に係るものについては、出生の日から満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除くでございます。

附則としまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 2 条の規定は平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

説明は以上でございます。御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 12 議案第 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第12 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

重田重嘉教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） それでは、議案書の26ページをお願いします。

議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する条例案についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する条例について別紙のとおり提出するものでございます。

内容・趣旨でございますけれども、教育の政治的中立性、それから継続性・安定性、そういったもの、それから地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長、いわゆる町長との連携の強化を図る関係等で、この4月1日から施行になります。

御代田町の場合、現教育長の任期中は新制度には移行しないわけですが、本年度内に改正をすることが望ましいという国の見解を踏まえまして、今回まとめて5本の条例を整理改正するものでございます。

次のページ、27ページをお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）でございます。

第1条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中、「委員長」というものを削除するものでございます。

これは、教育委員長と教育長が今度一本化になります。それで、新たな新教育長という体制になり、委員長職が廃止されるため、この報酬を削除するものでございます。

第2条 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び教育長」を削る。

これは、教育委員としての一般職の部分も現在教育長にはあります。改正によりまして、教育長が特別職の身分のみ有することになるために、これを削るものでございます。

第 3 条 御代田町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び教育長」を削る。

これにつきましても、教育長が特別職になるために及び書きではなく、特別職に含めるものでございます。

第 4 条 御代田町職員定数条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育長及び」を削る。

これも教育長が特別職の身分のみ有することになるために削除するものでございます。

次の 28 ページお願いします。

第 5 条 御代田町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 18 条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

委員長職が廃止されるために出席説明者を教育長へ変更するものでございます。

附則としまして、施行期日ですが、1、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

それで、それぞれ附則の中で、これ以降現在の教育長の任期が平成 30 年 6 月 6 日までが任期満了となります。ですので、任期満了までは従前の例により在職するために当面は適用しないこととしているものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 13 議案第 8 号 御代田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇及び

職務専念義務の特例に関する条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 13 議案第 8 号 御代田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

重田重嘉教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） 議案書 35 ページをお願いします。

議案第 8 号御代田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する条例案について

御代田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する条例について別紙のとおり提出するものでございます。

次のページ、36 ページをお願いいたします。

御代田町教育委員会教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例（案）でございます。

内容でございますけれども、教育長が特別職の身分のみ有することになったために職務専念義務の特例について第 3 条で新たに定め、それから勤務時間についても第 2 条と一緒に記載して、従前の条例につきましては、附則で廃止を行うものでございます。

なお、やはり附則の中で、経過措置で現教育長の在任中は従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第14 議案第9号 御代田町児童館条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第14 議案第9号 御代田町児童館条例の一部を改正する
条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、議案書の37ページをご覧ください。

議案第9号 御代田町児童館条例の一部を改正する条例について別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正案につきましては、これまでの大林児童館の位置、番地でございますが、B&G海洋センターや芝生広場・屋内ゲートボール場・テニスコート等の一角として同じ枝番を使っていましたが、町監査委員さんからの指摘もございまして、事故等の不慮の事態が発生した場合に、町部局と教育委員会部局との責任を明確化するために分筆登記を行ったものでございます。このため、枝番が新しくなりましたので、改正するものでございます。

次の38ページをごらんください。

御代田町児童館条例の一部を改正する条例（案）。

御代田町児童館条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「4107番地70」を「4107番地151」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、分筆登記の完了日であり
ます平成26年12月10日から遡及適用するものでございます。

次のページは、39ページは新旧対照表でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第15 議案第10号 御代田町保育料徴収条例を制定する

条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第15 議案第10号 御代田町保育料徴収条例を制定する
条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、議案書の40ページをご覧ください。

議案第10号御代田町保育料徴収条例を制定する条例について別紙のとおり提出
いたします。

本条例案につきましては、本年の4月1日から子ども・子育て支援法の施行が予
定されておりますので、これまでの保育料徴収条例を附則の第2号で廃止して、新
たに新制度に対応した同条例を制定するものでございます。

新条例の組み立てにつきましては、国県から示されました様式に準じております。

次の41ページをご覧ください。

御代田町保育料徴収条例（案）

第1条は、趣旨でございます。

第2条が定義で、用語の意義を定めております。

第3条は、納入義務者。

第4条は、保育料ということで、教育に係るものにつきましては別表第1、保育
に係るものにつきましては次のページでございますが、別表第2に定めるもので
ございます。

別表第1、別表第2につきましては、この後詳しく説明をいたします。

第5条で保育料の賦課、徴収、5条の2項で日割計算の方法。

第6条で保育料等の額の決定等。

第7条で納期。

第8条で保育料の減免。

特別な理由ということで、災害や火災など別に規則で具体的に定めるものがございます。

43 ページに参りまして、第9条で保育料の滞納に対する処分。

税と徴税条例に準じて処分することができるというものでございます。

第10条で補則。

附則としまして、施行期日は平成27年の4月1日から施行します。

第2項としまして、旧条例の廃止でございます。

経過措置、3項としまして、施行前のものにつきましては、保育料の徴収は、なお従前の例によるものでございます。

次の44 ページは、別表第1、認定保育園に移行した幼稚園の保育料ということでございます。

1号認定と括弧であります、保育の必要性がない幼稚園に通う3歳以上児を1号認定と定めております。

第1階層の生活保護世帯の0円から第5階層の所得割課税額が21万1,200円以上の世帯が1万8,100円、ここまでの5階層に分かれているものでございます。

こちらの金額につきましては、町内の杉の子幼稚園の料金に合わせたものでございます。

備考といたしまして、1番につきましては、住宅取得控除等の特別控除をする前の額が基準となるというものでございます。

備考の2につきましては、2人目以降は半額、3人目以降については無料とする、現在と同様の規定でございます。

3項につきましては、実費負担分、給食費・教材費等を含まないということで、こちらも現在と同様でございます。

なお、杉の子幼稚園も近隣市町村の幼稚園も、今のところ認定保育園に移行する予定はございません。万が一、年度の途中ですとか年度変わったときに、また認定保育園に移行するというふうなことの事態が生じましたら、この表が適用されていくということでございますので、当面の間はそういうときのために表を定めておくという措置になってまいります。

そして、認定保育園が生じたという場合には、この金額を町が一旦徴収すること

になりまして、実績に応じて負担金または委託金などの形で各施設にお支払いするという方向になってまいります。

現状は特に、こちらのほうは該当するということはありませんので、平成27年度以降、新年度以降は今までどおり杉の子幼稚園につきましては、杉の子幼稚園のこちらの料金で、杉の子幼稚園に各保護者がお支払いをするという形態に変更はございません。

次の45ページにつきましては保育料の部分でございます。

2号認定というものにつきましては、保育の必要性があれば保育園に通う3歳以上児のことでございます。

3号認定につきましては、同じく保育の必要性がある保育園に通う3歳未満児という規定になっております。

標準時間が11時間で、短時間が8時間というふうに分けられましたので、両方の表を定めてございます。

第1階層といたしまして、生活保護世帯のゼロ円から、一番下の第8階層市町村認定の所得割課税額が39万7,000円以上の方々、最高額で5万6,000円までという表でございます。

現行の8時間保育の料金を国の基準によりまして、そのまま11時間の標準時間に移行し、8時間短時間のほうにつきましては、そこから国標準の1.7%を軽減して設定しておりますので、実質的には11時間、8時間ともども、保護者の負担軽減措置が図られているものでございます。

備考としまして、1番で2人以上の児童が同時に入所している場合には、最年長児が標準額、第2子以降は半額、第3子以降は無料ということで、こちらは現行と同様でございます。

なお、ここにはございませんが、長野県が第3子以降は最高で6,000円の保護者負担を軽減すると、新年度から軽減するという方針を示しております。こちらの県の制度設計、まだ具体的に要綱等が定められて通達等がございませんので、県の制度設計が具体化した際には、当町もそちらの最高で6,000円の保護者負担軽減策というものを早急に対応していく方針でおりますので、あわせて、御説明をしておきます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午前 11 時 03 分）

（休 憩）

（午前 11 時 17 分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――― 日程第 16 議案第 11 号 御代田町営住宅管理条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 16 議案第 11 号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 46 ページをご覧ください。

議案第 11 号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出いたします。

次の 47 ページをご覧ください。

御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）。

御代田町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「オフトーク通信」を「公式ホームページ」に改める。

この理由につきましては、2 月末にオフトーク通信が終了したことにより、それにかわる募集方法の一つの手段として公式ホームページに改めるものでございます。

第 5 条第 1 項第 1 号オ中「被保護者」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

律第14条第1号1項に規定する支援給付を受けている者」を加える。

この第5条につきましては、入居者の資格としまして、生活保護を受けている被保護者の次に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている者を加えるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。国や県からの指導事項ということでございます。

以上のとおり、御審議をお願いするものでございます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第17 議案第12号 御代田町風致地区内における建築等の規制に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第17 議案第12号 御代田町風致地区内における建築等

の規制に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書50ページをご覧ください。

議案第12号 御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案について。

御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出いたします。

次の51ページをご覧ください。

御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）。

御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「その他の工作物」の次に「（土地に自立して設置する太陽光発電設備を含む。）」を加える。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

改正理由につきましては、国において再生可能エネルギーの活用に係る政策が推進され、特に太陽光発電施設については、発電した電力の買い取りを保証するということで、近年大きく普及しております。

町内でも太陽光パネルを目にすることが多くなり、空き地を活用し、農地を転用し、または山林を造成して太陽光発電施設を設置したいという相談が数多くございます。

一方で太陽光パネルは、建築基準法上の建築物や工作物ではないという見解が国から示されております。そのため、通常の建物などを建築しようとする際は、多くの場合、関係する法令の制約を受けますが、太陽光パネルそのものを制約する法令は現時点ではございません。

太陽光パネルの設置に関しては、再生可能エネルギー活用の気運が高まる中で、その設置自体に大きく賛同する方がいる一方で、特段の情報のないまま、いつの間にか自分の土地の隣に人工物である太陽光パネルが設置されるなど、近隣とのトラブルの事例もございます。

このようなトラブルを避けるために、独自に条例などを定め、設置に基準を設けたり、近隣住民への周知や自治体との協議を義務化したりしている市町村が多くなってきております。

御代田町環境保全条例では、1,000m²以上の土地に設置する際、形質変更がある場合、開発行為の届け出の義務がございますが、町が把握できるのは、形質変更のみとなって、災害防止等の措置、指導等はいりません。

現状において、一定規模の施設でも、土地形質変更なければ、届け出は不要なものですから大規模の設置に対して、一定義務を設ける雨水排水等の、災害等の発生防止に関する指導できないものでございます。

届け出不要の場合の地権者からの同意もなかったということで、近隣への十分に説明しない可能性がある、こういった案件から今回の御代田町環境保全条例施行規

則の改正を必要とするものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第18 議案第13号 平成27年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第18 議案第13号 平成27年度御代田町一般会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の53ページをご覧いただきたいと思
います。

議案第13号 平成27年度御代田町一般会計予算案について御説明をいたしま
す。

別冊の予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度御代田町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億3,996万
5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出
予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の
起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」に
よる。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。

次の2ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算」については、別にお手元にお配りしてございます資料番号1で御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款1、町税。項1、町民税でございますが、本年度7億8,620万円ということで、昨年を引き続きまして、3,890万円の増となっております。

個人で1,800万余、法人で2,000万余の増額を見込んでございます。

項2、固定資産税。本年度予算額、11億420万円で、こちらにつきましては、5,530万円の減で見込みでございます。土地の下落分で700万余、家屋の評価替えに伴うものが一番大きな要因かと思っておりますけれども、2,200万余、償却資産も、これも2,100万余まだまだ企業の設備投資進んできておりません。

項3、軽自動車税でございますが、3,930万円の計上でございまして、こちらは190万円の増加を見込んでございまして、軽自動車の登録台数増加してございます。

4の町たばこ税につきましては、1億1,170万円と昨年と同額での計上でございます。

5の入湯税につきましては、課税対象の業者が営業中止による状況でございまして、1,000円での計上となっております。

6の都市計画税につきましては、1億1,470万円ということで、390万円の減。これは固定資産税と同様でございます。

款2の地方譲与税から款7のゴルフ場利用税交付金に関しましては、県の担当課長会議で示された県の収入見込み額により計上してございます。

変動の大きなところでは、4の配当割交付金が370万円の減が見込まれること、それから6の地方消費税交付金につきましては、昨年4月に消費税が増税されました。昨年の方は、通年での増税分が対象にはなりませんでしたが、27年度は通年で増税分が影響してくるという状況での計上でございます。

款8、自動車取得税交付金と地方特例交付金につきましては、前年同額の計上をさせていただきます。

次のページお願いいたします。

款10の地方交付税でございますが、こちらの12億4,000万円と前年同額で計上でございます。

款11、交通安全対策特別交付金でございますが、こちら180万円の前年度同額でございます。

款12、分担金及び負担金の項1の負担金でございますが、9,310万5,000円ということで、537万8,000円減額で見込んでございます。こちらにつきましては、生活支援事業負担金が300万円の減、それから、延長保育負担金の関係は、先ほどの制度改正の件もございまして、400万円の減、保育料の負担金につきましては、380万増を見込みましたけれども、こういった状況での減額になってございます。

それから、13の使用料及び手数料の項1、使用料でございますが、6,935万4,000円、98万9,000円の減で見込んでございます。複合文化施設使用料の当初予算から比べまして、123万円の減でございますが、昨年からの使用料の減免の状況を見直したことによりまして、使用料が減っておるという状況でございます。これは、前年度の補正予算でも一部減額が出てまいります。2の、手数料でございますが、1,005万円の計上でございます。こちらは大きな差はございません。

14の国庫支出金、項1の国庫負担金でございますが、3億2,837万1,000円で、1,068万1,000円の増額で見込んでございます。こちらにつきましては、保育所運営費の負担金で900万余の増。それから、障害者自立支援給付関係では200万余の減、障害児通所給付費等負担金等で100万余の増、等々でございます。

項2の国庫補助金でございますが、2億3,575万4,000円で、

3,678万3,000円の減で見込んでございます。こちらにつきましては、まち交関係では5,600万余の増、それから、学校施設環境改善交付金関係では1,900万余の減、等々で最終的に3,600万円の減という状況です。

それから、委託金でございますが、436万4,000円でございます、こちらは大きな差ではございません。

15の県支出金、項1、県負担金でございますが、1億8,171万2,000円ということございまして、2,300万余の増という形でございます。保育所運営費負担金で400万余、それから、国保基盤安定負担金で1,700万余の増を見込んでございます。

項2、県補助金でございます。8,661万6,000円で8,000万余の減を見込んでございます。こちらは農山漁村活性化プロジェクトの水路1,854万3,000円の減、それから、農政関係で6,142万9,000円等の減を見込んでございます。

3の委託金でございます。3,802万4,000円ということで、こちらも大きな差ではございません。

16、財産収入、項1、財産運用収入でございますが、941万8,000円の計上ございまして、251万1,000円の増額を見込んでございますが、基金利子で260万余の増を見込んでございます。これが、2年もので定期を運用してきた関係で、隔年で違ってまいります。

項2、財産売払収入でございますが、こちらにつきましては、301万1,000円の計上で大きな差ではございません。

17の寄附金でございますが、本年度110万2,000円ということで、109万9,000円の増額を見込んでございます。ふるさと納税につきまして、当町でも納税をされた方にお礼の品を配布するというような状況で、今年度からは、これ新年度からはそういった方法をとってまいりたいということでの計上であります。

款18、繰入金、項1、基金繰入金でございますが、2億7,875万1,000円で、7,900万余の増額を見てございます。ふるさと創生基金では7,730万円の減を見込んだんですけれども、新斎場への町の負担金につきまして財政調整基金から繰り入れるという状況で、2億2,275万円を計上させてい

ただいております。

それから、土地開発基金からの3,557万1,000円、これは土地開発公社の所有する長期塩漬けになっている土地を、町名義に変更していくという状況での計上であります。

繰越金については、昨年同様5,000万円の計上です。

20、諸収入でございます。1の延滞金、加算金及び過料でございますが、210万2,000円ということで、290万円を減額になってございますが、町税の延滞金の関係がだんだん徴収率が上がることによって、額が小さくなってきているという状況でございます。

2の町の預金利子でございますが、こちらは50万円の計上で、5万円の増額と見込んでございます。

項3、貸付金元利収入、2,682万9,000円ということで、24万円の減額を見てございます。こちらはふるさと融資の関係の日穀製粉からの償還金が主なものでございまして、奨学金の新たな貸し付けを行っていないということで、だんだん年ごとに償還額が減ってまいります。

4の雑入でございます。7,540万1,000円の計上で、1,000万余の減を見込んでございますが、これ、消防団の退職報奨金の関係で1,300万余を減額しているという状況によるものでございます。

21の町債でございますが、新年度は5億3,710万円を計上でございまして、こちらは7,570万円の増ということで、都市再生整備事業債で7,300万余の、それから全国防災事業債で2,770万円等の増が見込まれております。

歳入合計といたしまして、57億3,996万5,000円で、前年比6,538万5,000円、1.2%の増という状況での歳入の計上でございます。

続きまして、4ページのほうをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

款1の議会費でございます、9,051万3,000円の計上で、1,373万5,000円の増額を見てございます。こちらにつきましては、議員共済会負担金が300万余の増、一般職人件費900万余の増ということでございます。

款2、総務費でございますが、総務管理費で5億6,277万5,000円、4,581万円の増額でございますが、こちらにつきましては、土地開発公社用地

の取得費ということで、3,500万余が皆増となっていることによります。

2の徴税費でございますが、1億1,632万6,000円の計上でございまして、175万1,000円の増額でございます。こちらにつきましては、固定資産の課税客体調査業務委託料が800万余ふえているということで、土地評価替業務が361万9,000円ほど減になってございますが、これだけの増加になってございます。

3の戸籍住民基本台帳費でございますが、3,582万4,000円ということで、660万余の増額となっておりますが、こちらにつきましては、個人番号カード作成委託料500万余の増というのが大きな要因でございます。

項4の選挙費でございますが、本年度は608万5,000円の計上でございます。本年度の予算、選挙といたしましては、県知事選、町長選が終わりまして、新年度では県議選が行われるという状況での計上でございます。

5の統計調査費でございますが、来年度613万5,000円の計上でございまして、426万3,000円の増額となっておりますが、27年度は国勢調査の年であるということで、大きく伸びてございます。

6の監査委員費でございますが、67万2,000円の計上でございまして、こちらはほぼ同額でございます。

款3の民生費、項1の社会福祉費でございますが、7億9,775万円で、3,200万余の減ということで見込んでございます。こちらにつきましては、国保特会[^]の繰出金の2,300万余の増でございますが、臨時福祉給付金関係で4,500万余の減が大きく、3,200万円の減となっております。

この児童福祉費でございますが、8億3,173万8,000円で、9,900万余の増額となっておりますが、大きな増額となっている要因といたしましては、大林児童館の整備経費ということで、1億1,200万余を計上してございます。

3の災害救助費でございますが、こちらは15万6,000円で、同額での計上であります。

款4の衛生費、項1、保健衛生費でございますが、3億8,040万3,000円の計上でございまして、1億8,547万7,000円と大きく増額になってございますが、主要因が新斎場建設負担金で1億8,978万9,000円の増額となっているというのが要因と思います。

項2の清掃費でございますが、2億7,253万円ということで、770万余の減ということでございます。こちらにつきましては、浅麓環境施設組合負担金が900万余の減になってございます。これが主要因でございます。

款5、項1、労働諸費59万5,000円で、同額での計上でございます。

款6、農林水産業費、項1、農業費でございますが、8,537万7,000円の計上でございます。昨年度の計上にはラインガルテン整備事業費1億2,000万余がございましたので、こういった形になってございます。

項2、林業費でございますが、1,331万7,000円ということで、こちらは76万2,000円の微減となっております。

項3の農地費でございます。1億635万8,000円、2,500万余の減となっておりますが、農山漁村活性化プロジェクト交付金の関係で、本年度3,400万余の減と見込んで計上してございます。こちらが要因でございます。

7の商工費でございますが、8,298万4,000円で、178万6,000円の減で見込んでございます。これ観光協会への補助金、特例の補助金ということでありましたけれども、今回250万と通常の年度のほうになりましたので、この分が大きな要因となっております。

5ページをお開きください。

款8、土木費、項1、土木管理費でございますが、3,210万1,000円ということで、56万3,000円の増ということでございます。これも微増でございます。

それから、項2、道路橋梁費でございますが、3億7,226万9,000円で、4,496万9,000円マイナスで見込んでございます。道路新設改良事業費で5,400万余の減という状況で減となっております。

項3、河川費でございますが、354万1,000円の計上で、625万7,000円の減となっておりますが、昨年度は河川維持補修工事がございましたので、こちらで630万円ほど減になっておりますので、これが主要因かと思えます。

4の都市計画費、2億4,802万円という計上で、3,200万余の減でございますが、こちらにつきましては、公園施設整備工事で2,200万余の減、それから下水道特会への繰出金で540万余の減と見込んでございます。

5の住宅費でございます。3,823万3,000円の計上でございます。1,378万9,000円の増額となっております。主要因といたしましては、桜ヶ丘町営住宅の修繕工事費ということで、1,400万余の増額を見てございますので、これが主要因でございます。

9の消防費でございますが、2億5,339万6,000円ということで、1,700万余の減ということになってございますが、団員退職報奨金関係に1,300万余の減、広域連合負担金の関係で600万余の減というのが要因でございます。

10の教育費でございます。項1、教育総務費でございますが7,054万8,000円ということで、265万6,000円の減でございますが、こちらにつきましては、私立幼稚園の就園奨励費で130万余の減、それから、奨学金の貸付金の関係で144万円の減と等々の要因によります。

2の小学校費でございますが、9,208万7,000円の計上でございます。1億800万余の減となっております。こちらにつきましては、南小学校の大規模改修が1億2,000万円を終わりましたけれども、今回は南北の学校の非構造部材耐震工事ということで、それぞれ500万、520万を計上をしてございます。

3の中学校費でございます。9,398万8,000円で、3,385万1,000円の増額となっておりますが、中学校におきましても、非構造部材の耐震工事2,800万こちらも皆増でございます。それから窓ガラスの清掃ということで、学校が開校してから約5年になるということで、高いところの掃除がどうしても、子供たちの手ではできないということで、今回初めて計上させていただきました、283万8,000円でございます。

4の社会教育費でございますが、1億3,331万6,000円、446万1,000円の減でございますが、こちらは、人件費の関係で700万余の減と、それからシステム借上料の関係で、図書館のシステム借上料の関係で260万余の増というのが要因となっております。

5の保健体育費でございます。7,615万2,000円の計上で、2,357万2,000円の増額となっておりますが、本年度B&Gのプールの解体工事を皆増として2,400万余を計上したことによります。

6の学校給食費でございます。7,581万3,000円の計上でございます。

273万7,000円の増となっております。こちらにつきましては、臨時職員賃金それから、一般職人事関係経費でそれぞれ増額となっておりますが、アレルギー食の対応のための人的要件をふやすという状況でございます。

11の災害復旧費でございますが、農林水産業施設災害復旧費では205万3,000円でございます、こちらは微増でございます。

それから、公共土木施設災害復旧費でございますが、250万9,000円ということで、239万1,000円、本年度の町単独の公共土木災害復旧費の見込みが230万余の減となっております。

12の公債費でございますが、7億7,972万3,000円ということで、2,716万8,000円の増額となっております。まち交ですとか、中学校の元金の償還が始まってきておりまして、元金で3,700万余の増額、利子では900万余の減というような状況が見込まれております。

それから、14の予備費でございますが、7,667万6,000円で調整をさせていただきまして、歳出合計57億3,996万5,000円と、1.2%の増で計上させていただきました。

別冊の予算書の8ページへお戻りをいただきたいと思っております。

「第2表 地方債」でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法についてでございます。

公共事業等債で2億2,440万円、全国防災事業債で2,770万円、臨時財政対策債で2億8,500万円ということで、合計で5億3,710万円という計画でございます。

起債の方法につきまして、証書借入または証券発行、利率につきましては、年4%以内、償還の方法につきましては、政府資金につきましては、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとするというふうにしてございます。

一般会計、27年度の一般会計に対する説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

この際、昼食のため休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

（午前11時52分）

(休 憩)

(午後 1時30分)

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

野元三夫議員。

(6番 野元三夫君 登壇)

○6番（野元三夫君） 議席番号6番 野元三夫です。

一般会計予算のところで、何点かお伺いしたいと思います。

まず、この別冊の予算書の43ページをお願いいたします。

43ページの目6、企画費、説明欄のところで、ふるさと納税特典事業委託料60万2,000円ということでありまして、先ほどの企財課長のところでは、来年度の税込見込みは100万ちょっとだというお話をいただいたんですが、この60万円でのどのような事業を行うのか、まず、教えてください。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

ふるさと納税制度については、前にも御質問をいただいたり、そういうことを検討しろというようなお話をいただいていたところでございまして、一応ほかの町村でも積極的に取り組まれている状況がありますから、私個人としては、やりたくないんですけども、もともと地方自治の一番根本的なところに、国がいろいろ言って財政を取り合うような制度ですから、私は好ましいものとは思っておらないんですけど、制度としてある以上、町の収入を確保する上で、遅まきながら始めるかという状況ではございます。

こちらに関しましては、ふるさと納税していただいた方にお礼として、地域の特産品を届ける事業を、専門業者に、昨今はこれを事業にしている業者がございまして、こちらへ委託するものでございます。

内容は、業者への手数料、お礼の品代、それから送料等でございます。

一応、現段階では寄附金額を3段階程度に区分しまして、寄附金額に応じてお礼の品をお届けするというところで、当初の見込みでは寄附件数65件、先ほども歳入

のほうもでも言いましたけれども、寄付金額で110万円を見込んでございます。

ちなみに、平成26年度は特に何もしておりませんが、寄附金件数9件、寄附金額52万円でした。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今のお礼をされるということでしたので、当町として考えているお礼の品物というのは、どのような特産品等をお考えになっているのか教えてください。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 品物についてはまだ特定はしてございませんけれども、一応ランク分けでは1万円以上から5万円未満までが4,000円程度の品を、それから5万円から10万円未満の方々には2万円程度の品を、10万円からの方々には4万円程度の品物をとということで、60万2,000円の根拠はそんな形でつくらせていただいております。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 次に、44ページをお開きいただきたいんですが、こちらの目7の交通安全対策費で、説明欄で吊り下げ式門型標識撤去工事120万円ということで歳出になっているんですが、こちらはどこにある標識を撤去されるのかと、それから、また町内に同様の標識、または時間経過による劣化対策の必要な標識等が存在しているのかどうか、その辺をお答えください。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

場所は町道御代田大林線、駅前にやまいしのスタンドがございますけれども、この付近のところにあります飲酒運転撲滅宣言の町の横断をしている看板でございます。

これが経年劣化等、雨水や凍結防止剤散布等の影響もありまして、支柱、横のはり等々が、塗装が劣化及び腐食が進んでいることが判明しましたものですから、リスクが大きいということで、撤去を予定しております。

また、同様な横断看板につきましては、町道御代田佐久線、消防署とちょうど児

玉荒町線との間のところに設置してあります、交通安全の標語が書いてございます、片面には「安全は出せるスピード出さない勇氣」と、もう片面には「広げようあなたの家から交通安全」ということで、交通安全協会御代田町佐久警察署というふうにかかれた横断の掲示のものがありませんけれども、こちらについては調査の結果、特に問題がありませんので、撤去は行いませんけれども、今後も安全性の確認等を行い、適正な管理を行ってまいりたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） ぜひ、管理のほうよろしく願います。

次に、47ページお聞きいただきたいんですが、47ページ、目2、賦課徴収費、説明欄のところで、固定資産税客体調査業務委託料1,070万3,000円という項目がのっかっているんですが、これも先ほど説明があったと思うんですが、どのような事業をされるのか、それからまた、固定資産ということで、説明の中で減になっている、収入が減になっているというお話もいただいたんですが、賦課できる物件の推移状況等教えていただければありがたいです。

○議長（笹沢 武君） 茂木税務課長。

（税務課長 茂木康生君 登壇）

○税務課長（茂木康生君） お答えいたします。

固定資産税は農地や宅地などの土地、住宅や工場などの家屋、それに事業用の機械、器具などの償却資産を対象に課税しておりますけれども、これらの課税対象となる土地や家屋などを総称して課税客体と言っております。

このうち家屋につきましては、当然課税する場合に課税台帳、家屋課税台帳のほか、いわゆる今御代田町の場合ですと航空写真を参考に地籍図上に家屋の計上を着図した、家屋配置図を作成しております。

しかし、この配置図につきましても、当初作成してから、もう10年以上経過しておりますので、新增築等の家屋についても加除、加筆、それからなくなったものについては除くような形にしておりますが、いろんな改善項目というものもございまして、現在、家屋配置図をつくり直したいということで、今回予算計上しております。

全域を、町全域を範囲としまして、家屋配置図の家屋図形の修正、加筆及び削除など図面修正等に係る経費になります。

なお、予算書の説明では、調査の文言が入っておりますけれども、前からのちょっとした小さい事業の関係もございまして、この調査というのが入っておりますが、調査自体は税務課の職員が行っております、その調査の結果をもとに、現在今進めているわけですが、大小、図面やっていると数字をちょっと直したりとかいろいろ形になろうかと思いますが、今の段階で5,000件程度はあるかと思いますが、その修正を行う、委託を行うという内容でございます。

この事業で図面の精度が上がり、より一層の適正課税ができるとともに今後推進される予定である空き家対策事業等の参考にもなるのかなというふうにも考えております。

次に、固定資産税の客体別の推移でございますけれども、平成17年度と26年度、10年間経過しておりますが、この2カ年度を比較して国に報告しておりますが、毎年報告しております概要調書というものがございまして、そこに課税標準額というのがございまして、これに基づき御説明いたします。

土地が、17年度は279億4,000万円、3万3,249筆から、26年度段階では、231億4,900万円、3万4,769筆、これ分筆が進んだというふうにご覧いただいておりますが、課税標準額で17.1%の減、それから家屋につきましては、17年度が366億5,700万円、9,111棟ですから、26年度が368億9,300万円、9,838棟ということで、0.6%の増。

償却資産が17年度233億5,900万円から、26年度が226億4,000万円、3.1%の減。全体では17年度と26年度比較しますと、6%の減少となっております。

このことは、当然課税標準額ですから固定資産税の税収額にも反映しております、17年度は固定資産税と都市計画税の合計額が御代田町の税収全体では7割近かったものが、やはり、依然続く地価の下落や景気の低迷等から、26年度では6割弱というような状況で推移しております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 理解できましたので、終わりにします。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○ 1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番 市村千恵子です。

2 点ほどお伺いいたします。この予算書のページ、77 ページをお願いいたします。

今回の一般会計、骨格予算だということでしたけれども、今回この新斎場建設負担金 2 億 2,275 万 1,000 円ということが計上されているがため、増額となったという話がありました。

この新斎場建設負担金の内容なんですけれども、今年度限りの負担なのか、それとこれ、23 年から 25 年の中でも負担していた部分もあると思うんですけど、今年度限りなのかと、あと総額でどれくらいになるかについてお願いします。

済みません。もう 1 点、ページ、100 ページです。

ページ、100 ページの土木費であります。土木費の都市再生整備計画事業経費でありますけれども、この中の用地購入費で 2,580 万、それから補償料で 1 億 9,570 万というのが計上されているわけですけど、この内容についてお願いしたいのと、それからその下の社会資本整備総合交付金事業費でありますけど、説明のほうで、橋梁修繕事業経費ということで、7,510 万円というのが計上されています。

その中で、その橋梁維持補修工事 5,340 万円というのがあるわけですけど、この 5 年くらいの計画で進めてこられていると思うんですが、今回どの橋が対象になるのか、その内容についてお願いしたいと思います。

○ 議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○ 町民課長（荻原 浩君） それでは、最初に斎場関係の件につきまして、お答えいたします。

本事業は、議員おっしゃいましたとおり、平成 23 年度から準備が始まりまして、平成 28 年度までの 6 年間の事業費の総額は 38 億 7,879 万 6,000 円と見込まれております。

そのうち当町の全体の負担額は、約 7% であります 2 億 7,695 万 7,000 円と予定されております。

そのうちの平成 27 年度の予算要求ベースの斎場建設事業費は 31 億 1,200 万円となっており、これに対しまして当町の負担割合は、27 年度の負

担割合は7.1578%ということで、2億2,275万1,000円という予算額になっております。

この今年度の建設事業費の内容につきましては、斎場施設本体の建設事業費、いよいよ本格化してまいりまして、こちらは27億8,389万7,000円。

進入路でございますが、国道141号と中部横断道との交差点の部分から斎場の予定地までは既に整備が終わっております。斎場予定地から今度は御影方面、フジコーポの大きな処分場があるわけなんです、そのすぐ前のところまでのルートになるわけですが、そこを27年度で整備していく、そこまでを整備するというところで、こちらが1億1,990万円。

建築用地の中に存在します埋蔵文化財の調査事業費が1,012万円、斎場関係の環境整備事業費ということで、1億7,480万7,000円、斎場関係の道路整備事業費その他、搬入ルート以外の道路整備ということで、2,327万6,000円というふうになっております。

費用負担の考え方につきましては、佐久市が必要とする路数に相当する建設費は佐久市が負担をし、それ以外の路数に相当する建設費につきましては、佐久市を除いた佐久広域圏内の市町村が負担をします。

この負担割合につきましては、佐久市が47.2%、佐久市以外の市町村が52.8%となっております。この佐久市以外の52.8%につきまして、佐久市以外の佐久広域圏内の各市町村が人口割によって、負担することになっておりまして、当町の平成27年度の負担割合は、先ほど申し上げました7.1578%という割合になっております。

新斎場の建設事業にかかる負担金としましては、平成28年度で最終となっております。こちらで舗装復旧に要する事業費503万円、これで最後になる予定となっております。

こちら28年度の当町の負担割合も同様に7.1578%ということになっておりまして、28年度、再来年度、36万1,000円を負担して終了という予定になっております。

この28年度で建設事業は完了する予定ですので、平成29年度以降は建設事業費に対する負担金は発生いたしません。

ただし、28年度から斎場、今度管理運営費のほうの負担が発生いたしますので、

こちらにつきましては、これまでの運営している斎場と同様の考え方で負担し合っていていくという形になります。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 大井建設課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 御説明いたします。

最初に都市再生整備計画事業の用地購入費と補償料の内容でございますが、都市再生整備事業、いわゆる旧まちづくり交付金事業なんです、早期着手ということで、骨格予算ではあります、この予算の計上させていただいたのは、町道上小田井雪窓線、御代田中学校南の交差点側から魚富さんまでの間、まだ未整備ですが、こちらを26年度から着手してございます。この用地購入費といたしまして、2,580万円でございますが、全体で予定してまして1,600㎡の用地購入を予定してございます。23筆の13面でございます。

本年度も既に一部買い上げのほうに入らせていただきました。27年度につきましては1,177㎡、6件分、16筆となっております。

補償料につきましては、全体で13面で、建物が8件、工作物8件、流木が8件でございますが、こちらも本年度から一部着手してございまして、27年度におきましては、所有者9名、建物6棟、工作物6件、流木補償が6件となっております。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業、橋梁維持補修事業でございます。こちらは橋梁の長寿命化工事でございますが、工事費といたしまして5,340万円計上させていただいております。こちらにつきましては、工事、橋梁の修繕工事といたしまして面替橋、それと湯川橋と言いまして、その面替橋は皆さん、御存じかと思いますが、湯川橋は面替橋から上流に約500mのところにある、やっぱり湯川を出している橋でございますが、面替橋につきましては本年度から一部着工してございますが940万円、27年度は計上させていただいております。

こちらにつきましては、下部工と言って、橋台から下の部分でございます。クラッキングの補修等を見込んだものでございます。それと、湯川橋につきましては27年度に全部を行う予定でございましたが、1,800万円。こちらの内容につきましては伸縮装置の補修、それと地覆といった両端に、両端にある高欄を支える

部分でございますが、地覆の補修、それと現況の橋が構成の合げたとなっておりますが、合げたというのはH鋼を大きくしたような構成のものですが、こちらの補修と橋台の、橋台・橋脚の補修がございます。

それと橋梁架けかえと道路改良工事が一緒になった橋の工事がございます。そちらは濁川橋と言いまして、三ツ谷の区内の中に入るちょうど三ツ谷馬瀬口線に濁川にかかる橋でございます。濁川橋につきましては2,600万円計上してございますが、橋長5.5m、幅員が5.5m、構造はプレテンションPC単純床板橋となっております。それに合わせてその町道の前後も、擦りつけ改良がございますが、前後で80mを見込んでいるものでございます。

説明のほうは以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） ちょっと1点お聞きしたいわけですけど、新斎場については詳しく説明いただいたので理解してるんですが、その都市再生整備事業っていう点では、去年の補正でも、予定よりも交付金が来なくなったという部分もあるわけですけど、今回はその交付金というのはどの程度見込んで、前は事業費の約4割っていうところを見て、それが実際、来たのが予定してたよりも55%に減らされたというような状況がありましたけど、今回、そこら辺はどのように見込んでいるんでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 大井建設課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 今回、骨格予算なものですから、現在、計上しているものが全てではございませんが、今、国の補助金として見込んでおりますのが4億2,000万円ぐらいを見込んではおるんですが、今回の形状では1億9,100万余となっております。

申請をしてみないと、交付金がどのくらいになるかっていうのがちょっとはつきりわからないんですが、やはり神城地震だとか木曾、南木曾町ですか、土砂災害等、いろいろ災害復旧のほうに予算を去年から大分奪われてると言いますか、流れておりますので、今年もひょっとしたら期待はできないかなとは思いますが、申請のほうはそのような状態で、今年やる分を見込んで申請していく予定でございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 終わります。

○ 議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

古越 弘議員。

（ 1 3 番 古越 弘君 登壇）

○ 1 3 番（古越 弘君） 1 3 番、古越 弘です。

ページ、5 7 ページ、社会福祉費の説明欄、0 6 0 - 0 1 の国民健康保険特別会計繰出金の経費 1 億 2, 6 1 8 万 8, 0 0 0 円の詳しい説明と、歳入、地域振興基金の残高の説明をお願いします。

○ 議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○ 保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、お答えいたします。

御質問がありました国保特別会計繰出経費 1 億 2, 6 1 8 万 8, 0 0 0 円は、安定化対策事業繰出金の 2, 0 0 0 万円を除いては法定内の繰り出しであり、地方交付税の対象となっております。

まず、事務費繰出金の 2, 6 7 0 万 9, 0 0 0 円につきましては、国保のほうでは電算総合行政システム借り上げ料 1 3 3 万 5, 0 0 0 円と除算費の 5 6 0 万円、財政安定化支援事業の 7 2 0 万円、保健指導事業費としまして 1, 2 5 7 万 4, 0 0 0 円に充てる経費でございます。

また、保険基盤制度繰出金の 7, 9 4 7 万 9, 0 0 0 円につきましては、国の保険基盤安定制度によりまして、一般被保険者の国保税の軽減分としまして、これは負担割合がございまして、県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 でございますが、合わせて 6, 8 0 7 万 2, 0 0 0 円と、一般被保険者支援分としまして、こちらも負担割合もございまして、国が 2 分の 1、県・町が 4 分の 1 ずつということで 1, 1 4 0 万 7, 0 0 0 円を一般会計から国保会計へ繰り出すものでございます。

それと、安定化対策事業の繰出金の 2, 0 0 0 万円につきましては、国保財政が厳しいことから、本年度から定額で一般会計から繰り出しをお願いすることとなったものでございます。

以上が説明でございますが、地域振興基金の残高でございますけれども、年度末で 1 億 6, 6 0 1 万円でございます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） もう1点、ページ、114ページ、教育費の説明欄、非構造部材耐震化工事の北小500万円、南小520万円、中学校2,800万円と、どのような工事をするということですか。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） それでは、お答えいたします。

学校施設の耐震化の工事は既に全て完了しております。

しかしながら、文科省の通知によりまして、天井等の落下防止対策について、学校設置者のほうに通達が来ております。この関係につきましましては、東日本大震災を受けて規制を強化した建築基準法施行令の改正の中で、この対策を加速化するように要請がありました。対象の施設は屋内運動場等ということになっておりまして、一定規模以上のつり天井等となっております。この関係を平成27年度までに対応しろと言う指示でございます。

屋内運動場と申しますのは、例えば今回、御代田町では中学校の武道場、それからその横の卓球場に今、使われておる部分、それからあと南北小の体育館がそれに当たるようになります。

一定規模と申しますのは、高さが6mを超える天井、それからいわゆる面積が水平投影面積200m²を超える天井、いずれかに該当するものがだめだということになっております。

それから、つり天井等というものは、いわゆる役場の事務所のようなつり天井、それから照明器具、それからバスケットボールのゴール、それから高いところにある額とか、そういうものです。そういったものが対象となるようです。

南北小の工事の内容は、主にバスケットゴール、それから照明器具、それから校歌等の額、それから音響のスピーカー等が上にある場合のもの、それから天井扇などが落下防止対策、主にワイヤーでつるすとか一部補強材で施工を予定しております。

それから中学校については、小学校同様のつり下げ式のバスケットゴール、それから照明器具、それからやはり校歌等の額、それから音響の機械などを合わせて、これと合わせまして今、柔道場としている武道場、それから卓球場が面積が約

550 m²ぐらいございます。今まで建築基準法では特に問題なかったわけですが、震災の影響を受けて、面積が200 m²を超える一体的なところの役場のような天井は、文科省の指導で、地域の応急避難所等としても活用される学校施設の特性を踏まえて対策を行えということで、今回、27年度で補助金を受けて行う予定となっております。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

池田健一郎議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 議席番号10番、池田です。

3点ほどお尋ねします。予算書の80ページの一番下でございます。

一般廃棄物処理基本計画策定委託料と言うのが計上されてますけれども、この内容について説明をお願いします。

○議長（笹沢 武君） 1点ずつでいいですね。

○10番（池田健一郎君） 続けますか。

2番目に、いよいよ新クリーンセンターの整備負担金と言うのが盛り込まれてきましたけれども、この具体的な内容についてお尋ねします。

○議長（笹沢 武君） 何ページですか。

○10番（池田健一郎君） 同じく81ページです。

それから103ページにいきまして、公園管理委託料1,275万4,000円というのがございますが、この公園管理というのは、御代田町には大きな公園が雪窓それからやまゆり、龍神と、こんな3つの大きながありますけれども、そのほかに道路拡張だとかそんなもので、ついでにできたような公園というのはあちこちにあるんですけれども、そういったものまでをこれ、含めた予算になってるのかどうか。この辺のところをお聞きします。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、最初に、基本計画策定委託料の件についてお答えいたします。

本計画につきましては、平成23年度に策定をいたしまして、平成32年度までの10年間について、当町のごみ処理に対する基本計画を策定してきております。27年度におきましては、ちょうど中間年を迎えたわけでございます、これまでの5年間の実績を踏まえながら見直しをかけて、その後の5年間の計画を改めていくという内容でございます。

あともう1点、新クリーンセンターの整備事業費につきましては、まだ建設工事等はこれからでございますので、その前段階のいよいよ去年の10月1日に一部事務組合が設立されたわけですが、それに対する一部事務組合の職員の給与ですとか、一部事務組合の運営経費に対する負担金ということで、平成27年度分がその四百何万という額に、当町の負担割、7.何%だったんですが、その負担割分で計上されているところでございまして、まだ造成工事とか建設工事はこれからの具体化してくるところでございますので、その金額等につきましてはこの中には含まれておりません。一組の運営経費の負担金ということでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 公園管理委託料1,275万4,000円の計上でございますが、こちらは前年度と同じ金額で、ほとんど同じような金額でございます。こちらに計上されておりますのは、雪窓公園、龍神の杜、やまゆり公園と言われる町で3大公園ですかね、の芝生の管理、それと低木等の管理業務の委託料となっております。

民間委託をする分とシルバー人材センターに委託をする分がございまして、民間委託の部分が458万円、雪窓公園でございます。龍神の杜のほうは307万9,000円の計上となっております。シルバー委託のほうはやまゆり、雪窓、浅間シャクナゲ等もありまして、そういったところも580万5,000円ほど、やっぱり芝生だとか低木の管理を見込んでるものでございます。

あと、龍神の杜につきましては久保沢川の点検用通路の点検、それと龍神の杜公園のトイレの清掃委託6万4,000円ほど計上してございます。

あと小さな公園ということもお話がございましたが、こちらにつきましては道路等に、拡幅等に伴ってミニパークがあったり、あと開発行為等の緑地の部分という

ものがございますが、そういったものでつくられたものがございまして、そういったものは地域のほうで管理協定を結んだりして管理をしていただいております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 今の3大公園のほかに、例えばかりん道路の消防署のちょっと前とか、ああいったところの管理委託はどういうふうになっているのか。

それからもう1つ、私どものところにもちっちゃな、本当に道路をつくったときに残り地を公園みたいに芝生化して、東屋のあれはないにしてもベンチだとかそういったものをつくったようなところがあるんですけども、これらも例えば区に対して管理してほしいというようなことが、正式な書類なりなんなりで伝わっておりますか。それ、お願いします。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 済いません。説明不足で。

確か、多分、これも新幹線の側道とかにもあると思うんですが、やっぱりケース・バイ・ケースで、全部が全部、地域協定みたいなものをしてるわけではないものですから、道路の付随してるものとして、道路のほうの管理のほうでやってる部分もございますし、かりん道路の公園につきましても確か、かりん道路のほうの低木と一緒にやっている部分もございます。ケース・バイ・ケースでその辺は管理しているということをお願いします。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 先ほどの荻原課長のほうから話のあったクリーンセンターの関係は、もう当初、設立当初の分担割合というやつが、もうこの辺のところでも適用されているんだよということよろしいですか。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） 分担割合につきましては、もう既に決定している割合で、ちなみに施設整備の部分の分担割合は6.89%で、あと管理運営費、その一組の管理運営費に対する負担割合は4.87%というふうに、これは固定している部分でございます。

また、実際に今度、運営が始まりますと、今度は処理量が、ごみの処理量の割合がまた確定してきますので、焼却場の運営が始まれば、今度はそちらの、実際に投

入した実績、投入量の各市町村割合で負担金割合が変わってきますが、現在のところはこの率は変わらないで動いていく予定となっております。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 以上で終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 議席番号2番、井田理恵です。

3点ほどお伺いします。

別冊のこちら、27年度一般会計予算書の84ページと、それから85ページにまずついて。

款6の目3、農業振興費なんですけれども、減の、減額の主な理由はクラインガルテンということで、説明を受けました。その中で、農業振興費自体は今、こういった割合の、経年的にはどのくらいの割合で推移してるのか、教えていただきたいんですけれども。

それともう1点、85ページの県からの財源で、新規就農の経営継承総合支援事業補助金の600万円ですけれども、これはこのまま説明の中に補助金600万円となっておりますけれども、これは使用、このまま具体的に本年度はどういった科目で、科目、事業予定でいるのか教えていただきたいと思います。

それからもう1点、87ページ、同じく項1の農業費、目4、畜産業費713万4,000円の今年度の予算ですけれども、負担金ということで、広域の負担金、食肉センターの負担金ということでございますけれども、微増している。これにつきまして教えていただきたい。

まず、当町の畜産業者の現状と広域の全体に対する割合、これがそのまま直接つながっているわけではないと思いますし、私も理解してるんですけれども、その件についてと、議決、広域で既にもう議決をされているのか、議決を今、町のほうで、当町のほうで審議していること、現状ですけれども、もう既に議決をされて負担割合ということで数字が来ているのか。それから広域の食肉に関する今後の課題があったら教えていただきたいんです。お願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 飯塚産業経済課長。

(産業経済課長 飯塚 守君 登壇)

○産業経済課長(飯塚 守君) それでは初めに、農業振興費のところ、増減の理由という話だったんですが、企財課長のほうで説明されたということで、農業振興費のここ数年の推移ということでございましたでしょうか。

細かい資料、ちょっと手元にないので、はっきりしたこと、言えないですけど、大きな特別な事業、新規事業がない限り、平年並みに推移しているのではないかと思います。詳しくは後ほど、何年度から何年度までの推移というような形で言っていただければ、調べて回答したいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、85ページの財源内訳の県の新規就農・経営継承総合支援事業補助金600万円の具体的な用途ということでございますが、これにつきましては、説明欄の下から5番目に、新規就農・経営継承総合支援補助金600万円がございます。この事業は、新規就農する経営体に対し、経営が安定するまでの間、年間150万円の支援を行う事業でございます。その財源として国の100%の補助で、県を経由して町から新規就農者に支払われる事業の財源でございます。

続きまして、87ページの畜産業費713万4,000円のうちの佐久広域連合食肉センターの負担金についてでございます。

当町の畜産業者の状況等、広域連合全体に対する割合ということでございますが、当町の畜産業者、町のほうで把握してる分では、現在は肉牛を飼育されてる2経営体でございます。ちなみに頭数的には約220頭ぐらいと把握しております。

その中で、佐久広域食肉センターの負担金につきましては、施設を整備した際の公債費負担金として償還する公債費に、前年の10月1日現在の人口割の100%で負担することになっておりまして、御代田町は27年度佐久広域食肉センターの全体の公債費が2,759万2,000円に対しての人口負担割合7.17%で197万8,000円。

それから運営事業費につきましては、均等割が20%、人口割が80%で計算しまして負担しておりまして、27年度の佐久広域の運営事業費が総額で6,772万5,000円でございます。そのうちの均等割が20%で、11市町村で構成されておりますので123万1,000円、それから人口割については80%でそのうちの負担率は御代田町の場合7.17%で388万5,000円ということで、合計佐久広域食肉センターの負担金については709万4,000円と

ということになります。

それから、佐久広域食肉センターでの利用ですけども、平成23年から25年までのところで御代田町では利用はされておられません。

それから、負担につきましては、佐久広域の議会で承認されたもので、御代田町に負担割合が示されるということになります。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 最後の、佐久広域の議会、こういった流れなんだってということが今、わかりました。こちらは審議中ということなんですけれども、広域の議会のほうで先に議決という、そういうことで関連をして、されてるということがわかりました。

最後に、課題、佐久広域でできましたら、もしお答えできましたらお願いしたいんですけども、こういった現状の中で何かこう、食肉に対する、今現状は2件ほど、私が調べた中では、今、課長にも確認しますけれども2件ほど、それから220頭と言いますけれども、そちらのほうで利用はないということ。そんな中で今後の考え方とか、そういった課題が実際、出ているのか出てないのかだけでもいいんですけども、お聞かせいただきたいんですけども。

○議長（笹沢 武君） 飯塚産業経済課長。

○産業経済課長（飯塚 守君） それでは、私のほうから、佐久広域食肉センターの大型機械を導入して今まで整備をされてきております。その中で、設立整備に係る起債の償還等は平成32年に終わりますが、整備されてきた後、大型機械の老朽化等も来る可能性もありますので、そちらの整備等についてもまた検討する必要があるのかなと考えますし、利用率が年々減少している中で利用率等、コストの削減、そういうところについて課題となってるんじゃないかと思われまます。

○議長（笹沢 武君） 井田理恵議員。

○2番（井田理恵君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第14号 平成27年度御代田町御代田財産区

特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第19 議案第14号 平成27年度御代田町御代田財産区
特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の54ページをお願いいたします。

議案第14号 平成27年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、御説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成27年度御代田町の御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,277万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

この予算書につきましては、去る2月12日に開催いたしました御代田財産区管理会におきまして同意を得たものでございます。

2ページをごらんください。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。347万円の計上でございます。こちらにつきましては、ハートピアほかの土地貸付料でございます。財産売払収入といたしましては1,000円の計上でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。本年度予算額930万円。財政調整基金からの繰り入れでございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。本年度予算額1,000円の計上であります。

款4、諸収入。項1、雑入。こちら1,000円の計上でございます。歳入

合計が1,277万3,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。1,273万9,000円でございます。こちらは委員報酬、土地管理委託料、資産割委託利用等々でございます。

款2、項1、予備費。3万4,000円の計上で、歳出合計が1,277万3,000円とするものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第20 議案第15号 平成27年度御代田町小沼地区

財産管理特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第20 議案第15号 平成27年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、予算書の55ページをお開きください。

議案第15号 平成27年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について、御説明をいたします。

予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ357万2,000円と定め

る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

小沼財産管理委員会に2月の9日開催いたしまして、こちらにも同意を得てございます。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。6万9,000円の計上でございます、こちらは土地貸し付け代でございます。

それから項2の財産売却収入は1,000円の計上でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。350万円の計上でございます、こちらは財政調整基金からの繰り入れでございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。1,000円の計上であります。

款4、諸収入。項1、雑入。こちらにも1,000円の計上でございます、歳入合計が357万2,000円とするものであります。

次の3ページをお願いいたします。

歳出であります。

款1、総務費。項1、総務管理費。346万9,000円の計上でございます、こちらは財産管理委員会委員の報酬それから土地管理委託料ほかであります。

款2、項1、予備費でございますが10万3,000円の計上をお願いしまして、歳出合計が357万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 1 議案第 1 6 号 平成 2 7 年度御代田町国民健康

保険事業勘定特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 1 議案第 1 6 号 平成 2 7 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 5 6 ページをお願いいたします。

議案第 1 6 号 平成 2 7 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について。

地方自治法の規定により、別紙のとおり提出するものでございます。

それでは予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 2 7 年度御代田町国民健康保険（事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 億 8 , 7 9 3 万 7 , 0 0 0 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 3 , 0 0 0 万円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（ 1 ） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

款 1、項 1、国民健康保険税でございます。予算額 4 億 5,905 万 7,000 円で、前年度に比べまして 1,127 万 8,000 円の減額でございます。現年度徴収率は 94% で算定しております。

款 2、使用料及び手数料。項 1、手数料。国保税督促手数料でございます。20 万円は前年度並みの予算計上でございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫負担金でございます。3 億 2,929 万 2,000 円で療養給付費国庫負担金、高額療養費共同事業負担金、特定健康診査等負担金の合計額でございます。前年度の医療費の伸びによりまして前年度より 3,924 万 3,000 円の増額でございます。

項 2、国庫補助金でございます。調整交付金が主なもので 7,941 万 7,000 円でございます。前年度より 1,265 万 4,000 円の増でございます。

款 4、県支出金項。項 1、県負担金でございます。高額医療費共同事業負担金と特定健康診査負担金で 1,424 万 6,000 円で、前年度より 15 万 5,000 円の増でございます。

項 2、県補助金でございます。財政調整交付金は対象経費の見込み額 6%、特別調整交付金は 3% で、8,667 万 9,000 円で、前年度より 981 万 4,000 円の増でございます。

款 5、項 1、療養給付費交付金でございます。7,290 万 2,000 円で、退職被保険者の療養給付費で社会保険診療報酬支払基金より交付されます。退職者の減少に伴いまして、前年度より 1,302 万 9,000 円の減でございます。

款 6、項 1、前期高齢者交付金。3 億 8,993 万 8,000 円で前年度より 1,176 万 9,000 円の増でございます。前期高齢者支援支出額及び前期高齢者の占める割合から算出されます。こちらも社会保険診療報酬支払基金より交付されます。

款 7、項 1、共同事業交付金でございます。4 億 2,341 万 4,000 円で、前年度より 2 億 6,391 万 4,000 円の増となっております。高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、保険財政共同安定化事業拠出金がこれまで 1 点 30 万円を超える医療費を対象にしておりましたが、27 年度より 1 円以上全ての医療費に拡大したため、大幅に増となっております。

款 9、繰入金。項 1、他会計繰入金でございます。1 億 2,618 万 8,000 円

で前年度より2,399万9,000円の増でございます。一般会計からの繰り入れでございます。

款10、項1、繰越金でございます。500万円で前年度並みでございます。

3ページをお願いします。

款11、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料100万1,000円でございます。

項2、受託事業収入でございますが、個別健康診査個人負担金で30万円。

項3、雑入でございますが、30万3,000円でございます。こちら、3点につきましては前年並みでございます。財産収入はございません。

歳入合計でございますが19億8,793万7,000円で、前年度より3億3,716万1,000円の増となっております。

続きまして4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費でございます。予算額455万円で前年度より102万2,000円の減でございます。

項2、徴税費でございますが、賦課徴収費としまして335万9,000円で前年度よりも26万6,000円の減でございます。

項3、運営協議会費でございますが、12万2,000円で国保運営協議会委員報酬で前年度並みでございます。

款2、保険給付費。項1、療養諸費でございますが、10億1,994万2,000円で前年度より1億852万5,000円の増でございます。療養給付費、療養費等でございます。一般療養給付費は4.5%の増で、月にしまして7,900万円で試算しております。

項2、高額療養費でございます。1億4,756万円で前年度より3,454万円の増でございます。

項3、出産育児一時金でございます。840万5,000円で前年度並みでございます。

項4、葬祭費でございます。60万円で前年度並みでございます。

款3、項1、後期高齢者支援金でございます。2億2,369万円で前年度より1,487万5,000円の減でございます。こちら、後期高齢者医療費の市町村国

保が負担する支援金でございます。

款 4、項 1、前期高齢者納付金でございます。11万5,000円でございます。

款 5、項 1、老人保健拠出金でございます。事務費の拠出で2万円でございます。

款 6、項 1、介護納付金でございます。1億152万円で前年度より439万円の減でございます。国保加入者の介護保険第2号被保険者にかかわる納付金でございます。

款 7、項 1、共同事業拠出金でございます。4億2,370万5,000円で前年度より2億3,740万円の増でございます。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、増額理由につきましては歳入で説明したとおりでございます。

5 ページをお願いいたします。

款 8、保健事業費。項 1、特定健康診査等事業費でございますが1,042万3,000円で特定健康診査等の事業費でございます。

項 2、保健事業費でございますが、1,257万4,000円で前年度並みでございます。

款 10、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金でございますが、315万円で前年度より100万円増となっております。

款 11、項 1、予備費でございますが、2,820万2,000円で前年度より2,342万円の減でございます。基金積立金はありません。

歳入合計額ですが19億8,793万7,000円で前年度より3億3,716万1,000円の増となっております。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 7 年度御代田町介護保険

事業勘定特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 5 7 ページをお願いいたします。

議案第 1 7 号 平成 2 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について地方自治法の規定により別冊のとおり提出するものでございます。

それでは予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 7 年度御代田町介護保険（事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 億 3, 0 2 9 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

款 1、項 1、介護保険料でございます。予算額 2 億 4, 4 3 9 万 8, 0 0 0 円で前年度に比べ 4, 0 5 7 万 5, 0 0 0 円の増でございます。普通徴収現年度徴収率は

90%で算定しております。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金でございます。462万1,000円で前年度より351万6,000円の増となっております。介護予防事業の負担金でございます。

款3、使用料及び手数料。項1、手数料でございます。督促手数料としまして、2万4,000円は前年度並みでございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金でございます。1億8,320万2,000円で介護給付費負担金で前年度より1,366万6,000円の増でございます。

項2、国庫補助金でございますが7,342万3,000円で調整交付金と地域支援事業交付金でございます。前年度より1,330万6,000円の増でございます。

款5、項1、支払基金交付金でございます。2億9,625万8,000円で介護給付費の28%地域支援事業の交付金でございます。前年度より1,680万4,000円の増でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金でございますが1億5,086万2,000円で介護給付費負担金でございます。前年度より1,103万6,000円の増でございます。

項2、県補助金でございます。838万4,000円で地域支援事業交付金でございます。前年度より408万4,000円の増でございます。

款7、財産収入。項1、財産運用収入でございますが、基金利子といたしまして1万7,000円でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金でございますが1億5,604万8,000円で一般会計から介護給付費地域支援事業等への繰り入れでございます。前年度より733万6,000円の増でございます。

基金繰り入れでございますが、こちらはございません。

款9、項1、繰越金でございますが1,000万円で前年度より700万円の増でございます。

3ページをお願いします。

款10、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料は1万円で前年度並みでございます。

項 2、サービス収入でございますが、304 万円で介護要支援 1、2 の方も含めた居宅介護予防支援サービス計画費でございます。

項 3、雑入は3,000 円で前年度並みでございます。

歳入合計でございますが、11 億3,029 万円でございます。前年度より1 億1,594 万9,000 円の増となっております。

続きまして4 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 1、項 1、総務費でございますが、予算額1,745 万円でこちらは認定調査員の賃金、賦課徴収経費等でございます。

款 2、項 1、保険給付費でございますが10 億2,788 万7,000 円で前年度より7,594 万2,000 円の増でございます。介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等でございます。

款 3、地域支援事業費。こちらは介護予防、生活支援サービス事業へ移行をしております。

項 2、包括的支援事業・任意事業費でございますが3,226 万1,000 円で、地域包括支援センターの運営経費、多様なサービスを整備するためのコーディネーターの配置等でございます。前年度より808 万4,000 円の増でございます。

項 3、介護予防・生活支援サービス事業でございますが2,913 万5,000 円は、平成 27 年度から要支援者等の多様な生活支援のため、現行の介護予防サービスに加え基準を緩和したサービス、住民主体のサービス、短期予防集中サービス等にかかわる事業費でございます。

項 4、一般介護予防事業費でございますが241 万8,000 円で、介護予防普及啓発事業としまして介護予防教室、生活サポーター養成事業、ボランティアポイント等の経費でございます。

款 4、項 1、基金積立は5 万円で例年並みでございます。

款 5、項 1、諸支出金でございますが5 万1,000 円で、保険料等還付経費でございます。

款 8、項 1、予備費は2,103 万8,000 円で前年度より1,402 万2,000 円の増でございます。

その下、生活介護支援サポーター養成事業、ボランティアポイント事業は一般介

護予防事業に移行をしております。

歳出合計でございますが1億3,029万円で前年度より1億1,594万9,000円の増となっております。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第23 議案第18号 平成27年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第23 議案第18号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書58ページをお願いいたします。

議案第18号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,416万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

予算書の2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算で御説明いたします。

歳入でございます。款1、項1、後期高齢者医療保険料でございますが、予算額8,917万6,000円で、前年に比べ186万円の増でございます。普通徴収、現年度徴収率は99%で算定しております。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料。督促手数料で4万円は例年並みでございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金でございますが、3,254万2,000円で、事務費、保険基盤安定、保健事業経費に対する繰り入れで、前年度より43万2,000円の増でございます。

款4、項1、繰越金でございますが、3,000円でございます。

款5、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料3万円と項2、償還金及び還付加算金2,000円は例年並みでございます。項3、雑入でございますが、237万円で、前年度より9万3,000円の増で、健康診査事業費広域連合支出金、人間ドックに対する特別調整交付金でございます。

歳入合計でございますが、1億2,416万3,000円で、前年度より238万7,000円の増でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1、総務費、項1、総務管理費は、予算額155万5,000円で、前年度より20万3,000円の増です。システム補修委託料、通信運搬費が主なものでございます。

項2、徴収費でございますが、賦課徴収費としまして38万2,000円でございます。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1億1,961万6,000円で、前年度より205万2,000円の増で、保険料等負担金、保険基盤安定負担金でございます。

款3、保健事業費、項1、健診事業費でございますが、135万9,000円で、後期高齢者の健診委託料でございます。

項2、保健事業費は110万円で、人間ドックの補助金でございます。

款4、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金は15万円で、例年並みでござい

ます。

款 5、項 1、予備費につきましては、科目設定でございます。

歳出合計額でございますが、1 億 2,416 万 3,000 円で、前年度より 238 万 7,000 円の増でございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 24 議案第 19 号 平成 27 年度御代田町住宅新築

資金等貸付事業特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 24 議案第 19 号 平成 27 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 59 ページをご覧ください。

議案第 19 号 平成 27 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 27 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 685 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

次の 2 ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。款1、県支出金、項1、県補助金。償還事務費の部分でございますが、本年度予算額21万9,000円でございます。1,000円の上乗せとなっております。

款2、繰入金、項1、他会計繰入金。一般会計からの繰り入れでございます。553万2,000円。

款3、繰越金、項1、繰越金。項目設定といたしまして1,000円でございます。

款4、諸収入、項1、貸付金元利収入。109万7,000円。

項2、延滞金、加算金及び過料。1,000円でございます。項目設定となっております。

歳入合計が685万円で、前年と同じでございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、土木費、項1、住宅費。本年度予算額が32万円となっております。前年と同様でございます。口座振り込みの手数料、切手代、消耗品等の事務費でございます。

款2、公債費、項1、公債費。町債元利償還金653万円でございます。こちらも前年同様でございます。

歳出合計は685万円で、比較はプラス・マイナス・ゼロでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第25 議案第20号 平成27年度御代田町公共下水道

事業特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第25 議案第20号 平成27年度御代田町公共下水道事

業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書の60ページをお開きください。

議案第20号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書1ページをご覧ください。

平成27年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億285万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金、項1、負担金。受益者負担金、分担金、現年と滞繰分で、本年度予算1,304万1,000円でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料。3億740万1,000円。公共、特環使用料の現年分、滞繰分でございます。

項2、手数料。23万円。こちらは、指定工事店申請手数料、督促手数料となっております。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金。1,220万円。浄化管理センターの長

寿命化耐震補強工事を予定してございます。工事費 2,320 万円の 50 から 55% の補助率でございます。

款 4、繰入金、項 1、他会計繰入金。2 億 4 1 7 万 4,000 円。こちらは一般会計からの繰り入れでございます。

款 5、繰越金、項 1、繰越金。26 年度から 100 万円同額見込みでございます。

款 6、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料。こちらは延滞金の見込みで、減額となっておりますが、101 万円でございます。

項 2、雑入。項目設定といたしまして、3,000 円でございます。

款 7、町債、項 1、町債。整備資本債、資本費平準化債 1 億 6,380 万円でございます。

歳入合計につきましては、本年度予算額 7 億 2 8 5 万円でございます。

次の 3 ページをご覧ください。

歳出でございます。款 1、土木費、項 1、都市計画費。本年度予算額 2 億 4 8 3 万 7,000 円。こちらは、通常の人件費、光熱費、処理場の維持費、それと維持管理委託料、それと処理センターの長寿命化耐震工事でございます。

款 2、公債費、項 1、公債費。4 億 9,616 万 7,000 円。町債の償還元利プラス利息でございます。

款 3、予備費、項 1、予備費。本年度予算額 1 8 4 万 6,000 円でございます。

歳出合計は 7 億 2 8 5 万円でございます。

次の 4 ページをご覧ください。

第 2 表 債務負担行為。

事項、御代田浄化管理センター（耐震補強・長寿命化）工事につきまして、期間におきましては、平成 27 年度から 28 年度の 2 カ年といたしまして、限度額は 7,580 万円を見込むものでございます。

次の 5 ページをご覧ください。

第 3 表 地方債でございます。

起債の目的、公共水道事業債といたしまして、こちらは、交付金事業として、浄化管理センターの長寿命化対策耐震補強工事、それと単独事業の公共ます設置等の金額でございますが、限度額が 2,880 万円、それと資本費平準化の限度額が 1 億 3,500 万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

合計は1億6,380万円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田健一郎議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 議席番号10番、池田です。

2ページの使用料及び手数料が前年度に比べて2,000万増という、この増加した内容、増加を計上する内容というのは、どんなあれになるのか説明ください。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

比較といたしまして2,191万8,000円でございますが、こちらにつきましては、徴収率、それと下水道の個人のお宅の接続率、アパート経営等の新しい建築物等が増えましたことによる伸びでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 新設が増えたということですか、それとも徴収率が上がってこれが増加したのか、その辺どちらなんですか。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。――後刻発表してください。

池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） では、終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 3時07分）

（休 憩）

(午後 3時22分)

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

池田健一郎議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

大井政彦建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

先ほどのこの増えた原因、徴収率、接続率伸び、どちらかということでしたが、先ほど調べまして、下水道につきましては公共と特環分がございます。特環分というのは塩野地区の部分でございます。

まず、公共の部分、塩野以外の部分ですが、接続等、流入部分が、25年度の実績と26年度と同じ時期、10月の時期の比較でもって算出をして、伸び率を算出しているわけですが、現在のところ、公共の部分につきましては2%増えるものでございます。特環については約5.3%増えてございます。

あと徴収率につきましては、公共分が0.2%の増、特環分が0.45%の増となっております。全体で約7.6%の増となっておりますので、こちらにつきましては、接続率の伸びということで増額としてございます。

以上です。

―――日程第26 議案第21号 平成27年度御代田町農業集落

排水事業特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 続行いたします。日程第26 議案第21号 平成27年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書の61ページをお開きください。

議案第21号 平成27年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金、項1、分担金。本年度予算額が86万7,000円。こちらは、27年度修繕工事を見込んでいるものの7%分と、あと事務費でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料。864万1,000円。水洗化戸数155戸の使用料でございます。

項2、手数料。督促手数料の項目設定といたしまして、1,000円計上してございます。

款3、繰入金、項1、他会計繰入金。一般会計からの繰り入れでございますが、2,518万9,000円。

款4、繰越金、項1、繰越金。26年度から30万円設定してございます。

款5、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料。1,000円。項2、雑入。1,000円。

歳入合計が3,500万円でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、農林水産業費、項1、農地費。本年度予算額が1,677万6,000円。こちらは、消耗品、光熱水費、そして維持管理委託料、あと修繕費ですが、低地ポンプ電動機、それと処理場の防食などの工事を行うものでございます。比較しまして、469万6,000円増額、修繕が必要ということで計上してございます。

款2、公債費、項1、公債費でございますが、町債、元利償還金といたしまして、本年度予算額1,737万4,000円。前年度と同様でございます。

款3、予備費でございますが、85万円。歳入歳出の調整となっております。

あと、歳出合計でございますが、3,500万円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 27 議案第 22 号 平成 27 年度御代田町個別排水処理

施設整備事業特別会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 27 議案第 22 号 平成 27 年度御代田町個別排水処理

施設整備事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書の 62 ページをご覧ください。

議案第 22 号 平成 27 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出するものでございます。

次の予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 27 年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,307 万 5,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

次の 2 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款 1、使用料及び手数料、項 1、使用料。本年度予算額 558 万 4,000 円。こちらは、稼働分 106 基、休止分 8 基の使用料でございます。

項 2、手数料。項目設定でございます。1,000円。

款 2、繰入金、他会計繰入金は、一般会計から748万8,000円でございます。

款 3、繰越金、項 1、繰越金で、1,000円となっております。

款 4、諸収入、項 1、延滞金、加算金及び過料も1,000円でございます。

歳入合計が1,307万5,000円でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出。款 1、衛生費、項 1、保健衛生費。こちらは、施設の修繕料、管理委託料、事務費などで676万6,000円でございます。

款 2、公債費。町債の元利償還金が590万9,000円でございます。

款 3、予備費でございますが、調整といたしまして40万円計上させていただいています。

歳出合計が1,307万5,000円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第28 議案第23号 平成27年度御代田小沼水道

事業会計予算案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第28 議案第23号 平成27年度御代田小沼水道事業会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書の63ページをご覧ください。

議案第23号 平成27年度御代田小沼水道事業会計予算案について、別冊のと

おり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度御代田小沼水道事業会計予算

第2条から説明していきます。第2条 業務の予定量でございます。

(1) 給水件数3,850件。

(2) 年間有収水量が77万7,000m³。

(3) 一日平均有収水量が2,122m³となっております。

主な建設工事、(4)ですが、上水道の改良工事総事業費1,254万円となっております。こちらは、西軽井沢地区の配水管布設工事210mと塩野長坂地区の配水管布設工事130m等を計上したものでございます。

続きまして、第3条 収益的収入及び支出でございますが、収入でございます。

第1款、水道事業収益。1億8,121万8,000円でございます。第1項が営業収益。1億6,015万5,000円。こちらは、水道料金、消火栓管理料、各種手数料となっております。

第2項が営業外収益。2,106万3,000円。受取利息、延滞損害金等でございます。

支出でございますが、第1款、水道事業用。1億7,991万1,000円でございます。内訳ですが、第1項が営業費用といたしまして、1億5,979万8,000円。こちらは、人件費、受水費、検査委託料、光熱水費等でございます。

第2項、営業外費用が1,711万3,000円。受取利息、消費税等でございます。

予備費が300万円となっております。

続きまして、第4条といたしまして、資本的収入及び支出ですが、不足する額3,919万円は、損益勘定留保資金3,919万円で補填するものでございます。

収入ですが、うち第1款といたしまして、工事負担金702万円。新規加入金、1件当たり13万円でございますが、約50件ほどを見込んでございます。

支出。第1款、資本的支出が4,621万円でございます。内訳ですが、第1項といたしまして、建設改良費1,499万9,000円、改良事業費1,254万円プラス検満メーターの購入費等に充ててございます。

第2項、企業債償還金。3,121万1,000円。これまでの起債償還分ござ

います。

続きまして、2ページになります。

特例的収入及び支出、第4条の2でございます。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、債権及び債務として未収金及び未払い金の金額は、それぞれ2,372万5,000円及び1,147万8,000円である。

こちらにつきましては、3月15日からの請求分を含む現年度の未収金が含まれているものと、それと、27年度の滞繰分の消費税等も含まれてございます。あと、浅麓受水費などの3月分を4月に払う分としてございます。

第5条、一時借入金ですが、1,000万円と定めておりますが、借り入れ予定はございませんが、緊急時対応のため限度額として定めるものでございます。

第6条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費となつてございますが、(1)職員給与費2,388万2,000円、(2)交際費が5万円でございます。

次に12ページをご覧ください。

平成27年度御代田小沼水道事業予定キャッシュフロー計算書というものでございます。現金の出し入れ等のものでございますが、上から説明していきますと、科目1、業務活動によるキャッシュフローといたしまして、原材料、商品またはサービスの購入による支出6,332万6,000円の減、人件費の支出が2,736万1,000円の減、その他の事業支出、雑収入等でございますが、6万7,000円の減でございます。営業収入が1億6,018万6,000円となつてございます。こちらは、営業収益と雑収入を足したものでございます。負担金補助金等の収入はございません。小計が6,943万2,000円でございます。

利息及び配当金の受取額につきましては162万2,000円。利息の支払いにつきましては、支払い利息と企業債の取扱諸費でございますが、994万5,000円の減額となっております。マイナスとなっております。業務活動によるキャッシュフローにつきましては6,110万9,000円でございます。

2といたしまして、投資活動によるキャッシュフローでございます。固定資産の取得による支出、こちらは建設改良費でございますが、1,499万9,000円でございます。それと、2つほど飛んでいただきまして、受益者負担金等により収入、新規加入金でございますが、702万円で、合計、投資活動によるキャッシュ

ローは797万9,000円でございます。

3、財務活動によるキャッシュフローでございます。企業債の償還による支出3,121万1,000円で、財務活動と同額ということでございます。

4番、資金増加額につきましては、2,191万9,000円でございます。を充ててございます。資金期首残高につきましては7億6,451万1,000円、6番の資金期末残高につきましては7億8,643万円でございます。

約、26年度につきましては、2,200万円の基金積み立ても予定してございます。こちらにつきましては、今後の老朽する管の布設がえ、それと配水池の更新に充てる、要する施設の改良費というもので、そういったことに備える基金の積み立てを行うものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第29 議案第24号 平成26年度御代田町一般

会計補正予算案（第7号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第29 議案第24号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の64ページをご覧ください。

議案第24号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案について御説明をいたします。

予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度御代田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,791万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9,551万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、お手元にお届けしてございます資料番号3で御説明させていただきます。

歳入でございます。款1、町税、項1、町民税。既定額に4,700万円の増額でございます。内訳といたしましては、個人町民税で1,800万、法人町民税で2,900万。法人税、ここまでの実績によるものでございます。

項2、固定資産税。既定額から3,000万円の減額でございます。こちらにつきましては滞納繰越分で――済みません、300万円でございます。失礼いたしました。滞納繰越分がそこまで見込めないという状況であります。

5の入湯税につきましては、今年の4月から休止状態になってございまして、皆減ということで67万円の減額でございます。

款12、分担金及び負担金、項1、負担金でございますが、既定額に46万7,000円増額するものでございまして、未熟児養育医療負担金が23万5,000円、町単独水路改良工事負担金が23万2,000円等々でございます。

13の使用料及び手数料、項1、使用料でございますが、23万円の増額ということでございます。墓地の永代使用料が149万9,000円増額、複合文化施設の使用料が130万円の減額等々によるものでございます。

14の国庫支出金、項1、国庫負担金でございますが、保育所運営費の過年度分の関係で8万9,000円が増額となっております。

項 2、国庫補助金でございますが、3,501万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、社会保障・税番号制度の補助金が一部27年度に繰り越されるという状況になりまして、ここでは減額をしてございます。それから、臨時福祉給付金の補助金でございますが、こちらは実績によって1,200万余の減でございます。それから、社会資本整備総合交付金の関係も、これ実績により400万余の減を見込んでございます。

項 3、委託金でございますが、既定額から101万4,000円を減額するもので、国民年金事務委託金の減額です。

款 15、県支出金、項 2、県補助金。既定額から8,241万1,000円を減ずるものでございまして、農作物等災害緊急対策補助金、これハウスの雪で倒壊した部分でございますが、これは実績で4,467万2,000円の減でございます。それから、農山漁村プロジェクト交付金につきましては、クライנגルテン関係の経費で2,970万5,000円の減額という状況でございます。

3、委託金でございますが、これは、経済センサスですとか、農業者年金事務委託金等々で7万7,000円の増額をお願いしてございます。

17の寄附金でございますが、ふるさと納税寄附金で41万9,000円の増額をお願いするものであります。

繰入金でございますが、教育施設整備基金繰入金で35万円の計上でございます。

20の諸収入、4の雑入でございますが、既定額から643万6,000円の減額でございます。一番大きな要因といたしましては、消防団員退職報償金の500万円の減でございます。

21の町債では、既定額から3,800万円の減ということで、社会資本整備総合交付金債が2,010万円、公共事業等債、まち交関係でございますが、こちらで1,790万円の減というような状況で計上してございます。

歳入合計で、既定額から1億1,791万4,000円を減じ、62億9,551万5,000円とするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、歳出でございます。主なもののみ申し上げます。

2の総務費。項 1、総務管理費でございますが、既定額から2,192万3,000円を減ずるものでございまして、共通番号制度導入委託料ということで1,890万1,000円の減、これは一部が27年度に繰り越されたという状況で

ございます。

それから、3の民生費。項1、社会福祉費で、既定額から1,859万7,000円の減でございます。こちらの内容につきましては、臨時福祉給付金で1,080万円、それから、民間の運営します老人ホームで、スプリンクラーの整備を行うという計画でございましたけれども、予定よりもちょっと金額がかかりすぎるという状況の中で見合わせたということで、378万9,000円の減等々でございます。

項2、児童福祉費でございますが、既定額から966万2,000円を減ずるものでございまして、管内保育の委託料で533万9,000円、それから、保育所運営費負担金で472万8,000円の減等々でございます。

4の衛生費。項1、保健衛生費でございますが、既定額から221万9,000円でございますが、こちらは予防接種の医師委託料が180万円、佐久広域の火葬場負担金が29万8,000円等々で減額となっております。

項2、清掃費でございますが、既定額から320万6,000円の減額です。し尿処理負担金で147万余、新クリーンセンター負担金で80万余等々が減額となっております。

6の農林水産業費でございますが、項1、農業費。既定額から5,747万9,000円の減額でございます。農作物災害対策補助金、ハウスでございまして、5,133万9,000円の減、それから、電算改修委託料で395万4,000円の減等々であります。

項3の農地費でございますが、既定額から669万4,000円の減額です。水路改良事業は440万円の減、これは実績によるものでございます。調査設計委託料の230万円につきましても同様でございます。

款7、商工費でございますが、既定額に65万5,000円の増額をお願いするものでございまして、工場団地の案内板の更新工事に65万1,000円を計上してございます。

款8、土木費。項2、道路橋梁費でございますが、既定額から2,313万1,000円の減でございます。内訳といたしましては、橋梁の調査測量設計委託料が900万余の減、用地購入費関係が790万の減、維持補修工事の関係が660万の減等々でございます。

次のページをお願いいたします。

都市計画費では436万円の減でございますが、こちらは差金で公園整備工事の310万6,000円、それから管理委託料の関係で125万余の減となっております。

項5、住宅費でございますが、既定額から109万9,000円を減ずるもので、施設修繕料で68万円の減、住宅移転補償料が72万円の減等々であります。

9の消防費でございますが、既定額から1,036万円の減でございますが、消防団員の退職報奨金が500万円、広域消防負担金が366万円等の減となっております。

10の教育費でございますが、教育総務費では40万4,000円の増額でございます。こちらにつきましては、社会科の教科書の補助資料、こちらを印刷するために、ここで40万円の計上をお願いするものであります。

6の学校給食費でございますが、こちらにつきましては既定額から40万円を減額するものでございまして、米飯加工手数料の不用減であります。

予備費において3,995万6,000円をここで調整をさせていただきまして、歳出既定額から1億1,791万4,000円を減じ、62億9,551万5,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページのほうにお戻りをいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費について説明をさせていただきます。

款2、総務費。項1、総務管理費の関係でございますが、役場庁舎整備事業費で2,595万5,000円を繰り越すということで、基本設計と地質調査関係でございます。基本設計はおおむね本年の9月までに、地質調査については本年の7月までというような計画でございます。それから、共通番号制度導入委託料、これは厚生省分のシステム改修費でございますが、これが249万6,000円の繰り越しということになってございます。こちらは7月ぐらいまでをめどと考えております。

それから、款3、民生費。項2、児童福祉費でございますが、大林児童館の実施設計委託料、こちらでございますが540万円を繰り越すということで、補償物件の取り壊し等で時間を要したため、発注が遅れたために、年内の設計業務完了できないという見込みでございます。

それから、款6、農林水産業費。項1、農業費でございますが、クラインガルテン整備事業1億2,938万8,000円の繰り越しでございます。これは、発注が遅れたことによります。農作物等災害緊急対策事業補助金の関係で1億7,941万9,000円ということで、こちらにつきましては非常に大きな被害が出ておりまして、資材や職人の方々の手配がつかない、不足しているということで、これは繰り延べての事業となります。

項3、農業費で農地費でございますが、農山漁村活性化プロジェクト支援金交付事業で1,240万円の繰り越しであります。道路関連での協議で工法等の見直しを行うために、期間内の完了が見込めないということでの繰り越しであります。農道用水等維持補修工事につきましても、同様の理由によりまして230万円を繰り越すものであります。

款8、土木費。項2、道路橋梁費でございますが、都市再生整備計画事業ということで、こちらにつきましては、上小田井雪窓線補償物件の取り壊しに時間を要したことによりまして、こちらも年度内に清算ができないということで3,380万円の繰り越しであります。

項4、都市計画費でございますが、都市計画マスタープランの変更・地区計画策定業務委託料でございますが280万8,000円ですが、関連条例を定める作業が追加になったことによって、工期を延長したことによる繰り越しということになります。

1枚おめくりをいただきます。

第3表、地方債の補正でございます。

地方債の変更でございます。起債の目的については公共事業等債でございます。補正前につきましては、限度額が1億6,050万円でしたが、補正後は1億2,250万円と変更するものでございます。

起債の方法、利率、所管の方法については、変更ございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案上程中ではありますが、会議規則第9条2項の既定により、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

小井土哲雄議員。

(7 番 小井土哲雄君 登壇)

○ 7 番 (小井土哲雄君) 7 番、小井土です。

21 ページ、今説明あったんですけど、スプリンクラー整備事業交付金 378 万 9,000 円、事業費っていいですか、経費が思ったよりかかり過ぎで取りやめるという説明でありましたが、どちらの事業所で何名規模のところか教えてください。

○ 議長 (笹沢 武君) 古畑保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○ 保健福祉課長 (古畑洋子君) こちらのスプリンクラーの設置の関係でございますけれども、有料老人ホームひまわりという有料老人ホームでございます。

当初、計画をしていた額が 500 万程度だったということなんですけど、見積もりをしましたら 1,000 万円になってしまったということで、施設のほうでもちょっとこの額だと対応できないということで見送ったという経過でございます。

(「人数」と呼ぶ者あり) 規模。申し訳ありません。ちょっと人数は、10 人以下だと思うんですけども、詳しい人数については、また調べて御報告させていただきます。

○ 議長 (笹沢 武君) 小井土哲雄議員。

○ 7 番 (小井土哲雄君) 人数がわからないってということなんですけど、思ったよりかかるっていう事情もわかりますが、何か人の命がそんな感覚でいいのかなって感じがいたしました。

一言、その感覚でいいのかなってことを申し上げて、終わります。

○ 議長 (笹沢 武君) ほかに質疑のある方は挙手を願います。

五味高明議員。

(3 番 五味高明君 登壇)

○ 3 番 (五味高明君) 3 番、五味高明です。最初の議案書の 27 ページをお願いします。

ここで、款 6、項 1、農業費、その目 3 ですけども、先ほどちょっと説明あったんですけど、財源内訳のところ、農山漁村活性化プロジェクトの交付金が 2,970 万 5,000 円減額と、こういうお話がありまして、クラインガルテンだというような説明があったんですけども、これに見合う歳出予算の減額がちょっと

されていないんですけども、これはあれですかね、2,970万5,000円、これに見合った歳出は、財源切りかえっていうか、一般財源から引きあてるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

五味議員の御質問のとおり、既に事業は発注済みで、契約は済んでおりますので、ここの補助金が入ってこないということになりますと、一般財源を充当せざるを得ないということで、五味議員の御指摘のとおりであります。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） その、振り返ったらいいんですけども、こういう割と金額の大きなもんですよね。こういうものの財源振りかえなんていうのは、ごく私わからないんですけど、一般に余り詳しく説明しないで行われるものっていうことに考える、この予算の上で、予算書の上で考えればよろしいのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

一般的にというか、町の財政上の運営の方針としては、こういった場合には、あらかじめその予算規模で、要するにこの補助金の規模に見合ったもので仕事をなさいよということはあるわけですけども、この事業につきましては、先に発注になってる。ちょっと事業が遅れたとか、そういうこともありますし、年の途中で補助金額を、申請する額を増やしたというようなこともありますので、結果的には町の予算執行方針とはちょっと状況が違う状況で推移をしてしまったという状況ではございますが、改めての説明といたしますと、議案として上程した際に説明して審議をいただくということになるかと思えます。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） わかりました。わかりにくいところは、こういう議の席でなるべく優しく説明していただければ理解ができるかなと思いますので、よろしくお願ひします。

クラインガルテンについては、私一般質問でちょっと提出してますけども、また少し質問さしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

池田健一郎議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 10番、池田です。

これ、私の担当する委員会の内容なんで、ちょっとこういったところでいかなものかなというふうな御意見もいただきましたけれども、皆さんに知っておいていただきたいということで質問します。

この補正の13番、使用料及び手数料のところ、総合文化施設の使用料が130万円減額補正されております。平成25年の予算が317万円でした。26年の予算が550万、ここで223万円ほどの増額になっております。これ、なぜこういうふうなことになってるかということ、平成26年の私、春、去年の3月にこの複合文化施設の使用料の値上げの際に、いろいろ問題点を私指摘をしたつもりです。こういった文化施設、いわゆる公民館だとかそういったものの使用料を安易に値上げをすると、利用数が減ったりすることで、いわゆるこのエコールの設置された位置づけとしては、御代田町の文化施設、あるいは文化の向上のためというふうな建前でできた施設が、こういうふうなことで利用が減少していく、利用が減少してこの金額が減ったのかどうかわかりませんが、こういうふうなことがあってはならないというようなことを申し上げたつもりです。この減額の内容について、説明をいただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） お答え申し上げます。

平成26年度エコールみよたの使用料等の減免率を80から50に、議員おっしゃるように変更しました。その際の見積りでは、減免率の見直しに伴うものが100万ちょっとぐらい。それから利用促進等の関係で、その残りの部分というふうな、予定で予算見積りをいたしました。ところが、やはり内容を見ますと、社協、それから保健福祉、その他公共行事等で全て減免というような行事が非常に多くあったわけで、それと同時に、新規の利用者ももちろんいたわけですが、今まで利用していた方、例えばフォークダンスグループだとか体育関係のグループは地

区の公民館のほうへ、適正といいますか移っていただいたりして会場をあけてもいるわけですが、そういう状況があって、高いところを利用しての方が低い部屋へ行く。それから少人数の方々は、例えばスポーツダンスの方なんかはB Gのほうへ、料金が安い方へ移ると、そういう現象が出てきまして、こちらで考えていたような利用料収入ということに、予想以上に収入がふえない現況。現実的な利用状況を見ますと、ほぼ同等でございます。利用者数約5万人の利用者で、件数的にも2,700件ぐらいでありますけれども、その半数以上は無料という方々で、無料の利用というようなことで、やはりエコールの維持管理費等を見込むにはなかなか収入が上がらないという、議員御指摘の内容も若干あるかと思えます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） この予算の関係ですから、当然金額のところでお話をしなきゃいけないんですけども、我々はそれよりも、こういったその活動が、町の人たちの一般的な活動が低下してくる、あるいは鈍ってくる、下がってくるということが一番これ危惧するところであって、そういう問題にはつながっていないよという答弁だったように聞こえますけども、それでよろしいですね。

はい、以上で終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第30 議案第25号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第30 議案第25号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書65ページをお願いいたします。

議案第25号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法の既定により、別冊のとおり提出するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算案（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,908万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億681万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、項1、国民健康保険税でございますが、補正額でございますが、1,535万3,000円の減額でございます。こちら、所得が見込みよりも伸びなかったための減額でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金でございますが、療養給付費等の国庫負担金ですが、交付額の変更によりまして1,317万2,000円の増額でございます。

款4、県支出金。項1、県負担金でございますが、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等の県負担金ですが、交付額の変更によりまして129万3,000円の減額でございます。

款5、項1、療養給付費交付金でございますが、退職者医療給付費交付金ですが、交付額変更によりまして580万7,000円の増額でございます。

款7、項1、共同事業交付金は、交付額確定によりまして3,589万円の増額でございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金でございますが、保険事業実施に伴いまして、職員の人件費を一般会計から国保会計へ繰り入れてある分の追加分としまして、3万3,000円の増でございます。

款11、諸収入。項3、雑入でございますが、第三者納付金としまして82万6,000円の増でございます。

歳入合計額ですが、補正額3,908万2,000円を増額いたしまして、18億681万9,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款 2、保険給付費、項 1、療養諸費。補正額でございますが、一般療養給付費、2月から4月の支払分を月 8,000 万円の試算で、3,471 万 9,000 円の増でございます。

項 2、高額療養費、一般高額療養費。2月、3月支払分、月にしまして 1,300 万円の試算で、1,287 万 9,000 円の増でございます。

款 3、項 1、後期高齢者支援金でございますが、財源変更でございます。

款 6、項 1、介護納付金でございますが、財源変更でございます。

款 7、項 1、共同事業拠出金でございますが、金額の確定によりまして 516 万 2,000 円の減額でございます。

款 8、保健事業費。項 1、特定健康診査等事業費でございますが、財源変更でございます。

項 2、保健事業費でございますが、保健事業実施に伴いまして、職員の人件費を一般会計から国保特別会計へ繰り入れてある分の追加分として 3 万 3,000 円の増でございます。

款 11、項 1、予備費でございますが、338 万 7,000 円の減額でございます。

歳出合計額でございますが、補正額 3,908 万 2,000 円を増額いたしまして、18 億 681 万 9,000 円でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 31 議案第 26 号 平成 26 年度御代田町介護保険事業

勘定特別会計補正予算案（第 4 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 31 議案第 26 号 平成 26 年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書66ページをお願いいたします。議案第26号平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法の既定により、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町の介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,873万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

款4、国庫支出金。項2、国庫補助金でございますが、補正額でございますが、平成27年度介護保険制度改正に伴うシステム改修、補助率2分の1で132万5,000円の増でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金でございますが、平成27年度介護保険制度改正に伴うシステム改修が主なもので、補助率2分の1で67万6,000円の増でございます。

歳入合計額ですが、補正額200万1,000円を増額いたしまして、10億6,873万1,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1、項1、総務費でございますが、補正額でございますが、平成27年度介護保険制度改正に伴うシステム改修が主なもので、91万6,000円の増額でございます。

款3、地域支援事業費。項2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、平成27年度介護保険制度改正に伴うシステム改修、これは地域包括分としまして108万8,000円の増額でございます。

款 8、項 1、予備費は、3,000 円の減でございます。

歳出合計額ですが、補正額 200 万 1,000 円を増額いたしまして、10 億 6,873 万 1,000 円でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 3 2 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第 4 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 3 2 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 6 7 ページをお願いいたします。

議案第 2 7 号 平成 2 6 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 2 6 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 3 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 6,809 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

次の２ページをご覧ください。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款３、国庫支出金。項１、国庫補助金。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金事業としてございますところの、認可区域変更業務、それと浄化管理センターの長寿命化、耐震補強、実施設計業務、こちらの契約額の変更に伴うものでございます。補正額１４０万円の減額補正をお願いするものでございます。

款７、町債。項１、町債。事業費の減額によりますところの整備事業債の減額でございます。既定額に対しまして９０万円の減額でございます。

歳入合計につきましては、２３０万円の減額でございます。

次の３ページをご覧ください。

歳出でございます。款１、土木費。項１、都市計画費。補正額、既定額に対しまして１６３万３,０００円の減額でございます。浄化管理センターの耐震設計委託料の調定額等の確定に伴う減額補正が主をお願いするものでございます。耐震補強の対象とする構造物、そういったものが設計精査を行ったことによって減少したものでございます。

款３、予備費。項１、予備費。歳入歳出の調整でございます。既定額に対しまして、６６万７,０００円の減額補正をお願いするものでございます。

歳出合計は２３０万円の減額となります。

次の４ページをご覧ください。

第２表でございます。地方債補正。

変更いたします起債の目的は、公共下水道事業債でございます。補正前の限度額３,３６０万円を、補正後の限度額３,２７０万円に減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 3 3 報告第 2 号 平成 2 7 年度御代田町土地開発公社

事業計画及び予算の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 3 3 報告第 2 号 平成 2 7 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の 6 3 ページをお願いいたします。

報告第 2 号 平成 2 7 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について説明をいたします。

平成 2 7 年 2 月 9 日に御代田町土地開発公社理事会において、事業計画と予算が決定し、提出されましたので、地方自治法の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

その内容について御説明いたします。

公社議案書の 1 ページをお開きください。

2 7 年度御代田町土地開発公社事業計画でございます。この計画を次のとおりとすること、用地売却計画が計 4 件でございます。1 から 3 までの売却計画につきましては、塩漬けになっている土地を町名義にかえて払い下げを検討していくという状況の中で、計画を計上してございます。用地名については記載のとおり、それから売却予定価格、面積につきましても記載のとおりであります。それから、4 番の用地売却計画につきましては、都市計画街路用地、これは平和台線ということで、上小田井雪窓線、中学校の前の、あらかじめ公社が先行取得したものがございまして、こちらについてはその用地として建設課所管のほうに売却をするという計画でございます。

次のページ、公社の予算でございます。

第 1 条 平成 2 7 年度御代田町土地開発公社の予算は次に定めるところによるということで、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。第 1 款、事業収益で 4, 8 2 1 万 4, 0 0 0 円、内訳は、公有用地取得事業収益が 4, 8 2 1 万 3, 0 0 0 円と附帯事業収益の 1, 0 0 0 円であります。事業外収益といたしまして 1, 0 0 0 円受取利息を予定してございます。収入合計で

4,821万5,000円となります。

支出の部でございますが、款1、事業原価として4,764万5,000円、これは公有地取得事業原価でございます。

款2の販売費及び一般管理費ということで、20万3,000円、役員報酬等でございます。

それから、款3、事業外費用ということで、56万8,000円でございますが、これは支払利息でございます。

支出合計が4,841万6,000円ということになりまして、差し引きで20万1,000円の赤ということになります。

次のページ、お願いいたします。

第3条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるということで、収入でございますが、第1款、資本的収入といたしましては、固定資産売却代金ということで2,739万2,000円でございます。収入合計も同額であります。

支出といたしまして、資本的支出、これは公社債償還金及び長期借入金の償還金ということで2,739万2,000円の計上でございますが、支出合計も同額であります。

以下、4ページから7ページにつきましては、ただいま説明した事業計画の予算明細等でございます。

8ページの予定損益計算書をごらんいただきたいと思います。

平成27年度御代田町土地開発公社予定損益計算書でございます。これは年度末での損益を予測したものでございますが、1、事業収益として4,821万4,000円、内訳といたしましては、取得事業収益で4,821万3,000円、附帯事業収益で1,000円ということでございます。これにかかわる事業原価といたしまして、公有地取得事業原価で4,764万5,000円ということで、事業総利益といたしましては、56万9,000円を計上してございます。

3の販売費及び一般管理費でございますが、こちらが20万3,000円の計上で、事業利益といたしましては36万6,000円ということになります。事業外収益の受取利息1,000円を計上いたしまして、事業外費用、支払利息が56万8,000円の計上でございますが、経常損失ということで20万1,000円、当期損失も同額で、当期純損失も当期損失も同額ということになります。

次の9ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは予定貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、流動資産の合計が2億299万8,000円、内訳といたしましては、現金及び預金で2,611万3,000円、公有用地が7,329万3,000円、未成土地の価格が1億359万2,000円ということで、資産の合計といたしまして2億299万8,000円でございます。

負債の部でございますが、固定負債、長期借入金ということで1億3,570万円、負債合計も同額となります。資本の部ですが、資本金といたしまして、基本財産まちかどの出資金350万円、それから準備金ということで前期繰越準備金が6,399万9,000円、当期純損失を差し引きまして、資本の合計が6,729万8,000円となります。資本負債合計が2億299万8,000円という状況でございます。この負債、資本合計の金額が、対26年度では約4,500万ほど小さくなってございますので、公社の保有土地ですとかそういった規模全体が小さくなっていくという状況で計画をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって平成26年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第27号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第34 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることについて――

○議長（笹沢 武君） 日程第34 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書69ページをお願いいたします。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推選したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

推薦する方は、御代田町大字馬瀬口2375番地1にお住まいの古越洋子さんです。推薦理由としましては、昭和52年から平成26年度まで37年間の長きにわたり町の保育園の保育士としまして、また平成22年度からは雪窓保育園長として、子供や保護者の人権を尊重し、健全育成に努めてまいられました。

また、現在も今までの経験を生かし、保育の仕事に携わっております。地域での人望も厚く、また地域の実情を十分理解されており適任者でありますので、人権擁護委員に推薦したいと思います。

任期は、平成27年7月1日から平成30年6月30日の3年間でございます。

説明は以上でございます。御意見をいただき、御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、諮問第4号を採決いたします。本案は、適任することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 4 時 3 5 分